

第 3 7 回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成 3 1 年 3 月 1 8 日（月）

瀬戸内海漁業調整事務所

第 37 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成 31 年 3 月 18 日（月） 13 時 30 分～

2. 場 所

兵庫県民会館 11 階 パルテホール（神戸市中央区下山手通 4-16-3）

3. 出席委員等

（1）委 員

【会 長】

学識経験者	今井 一郎
-------	-------

【府県互選委員】

和 歌 山 県	大川 恵三
大 阪 府	岡 修
兵 庫 県	田沼 政男
岡 山 県	淵本 重廣
広 島 県	濱松 照行
山 口 県	梅田 孝夫
徳 島 県	岡本 彰
香 川 県	服部 郁弘
愛 媛 県	武田 晃一
福 岡 県	伊藤 正博
大 分 県	藤本 昭夫

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者	山口 敦子
学識経験者	副島 久実

(2) 参 考 人

濱田 研一

(瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会((公社)全国豊かな海づくり推進協会専務理事))

4. 臨席者

水産庁 資源管理部 管理課	資源管理推進室長	岩本 泰明
資源管理部 管理課	調整係長	山崎 いづみ
漁政部 企画課	企画官	藤田 晋吾
九州漁業調整事務所	資源管理推進官	松本 貴弘
国立研究開発法人水産研究・教育機構		
瀬戸内海区水産研究所 資源生産部 主幹研究員		石田 実
国立研究開発法人水産研究・教育機構 中央水産研究所		
経営経済研究センター水産政策グループ研究員		金子 貴臣
和歌山県農林水産部水産局資源管理課 主 任		上出 貴士
大阪海区漁業調整委員会事務局 書記長		齊藤 洋一
兵庫県農政環境部農林水産局水産課 職 員		齋藤 公司
岡山県農林水産部水産課 主 任		池田 博明
広島県農林水産局水産課 主 査		齊藤 貴行
山口県農林水産部水産振興課 主 査		吉中 強
徳島県農林水産部漁業調整課 主 事		朝田 健斗
香川県農政水産部水産課 技 師		大澤 由延
愛媛県農林水産部水産局水産課 主 幹		若下 藤雄
大分県農林水産部漁業管理課 主 任		三代 和樹
中国四国農政局統計部生産流通消費統計課		
	地域統計企画官	板倉 隆
	統計専門官	上松 伊左男

近畿農政局兵庫県拠点統計チーム	統計専門官	村山 正幸
全国漁業協同組合連合会漁政部	副調査役	涌井 海
兵庫県漁業協同組合連合会	主 任	岡田 竜幸
理化学研究所 生命機能科学研究センター		
分子配列比較解析ユニット	ユニットリーダー	工樂 樹洋
シャインオン	代 表	有本 知弘
水産経済新聞大阪支局	記 者	川邊 一郎
みなと山口合同新聞社大阪支社	参 与	兼澤 勉
瀬戸内海漁業調整事務所	所 長	江口 静也
	調整課長	山本 隆久
	資源課長	平松 大介
	指導課長	浦 隆文
	資源管理推進官	青木 滋
	資源課資源管理係長	星原 美紀
	調整課許可係長	山本 道代
	調整課調整係	片山 誓花

5. 議題

- (1) サワラ広域資源管理について
- (2) 燧灘カタクチイワシ広域資源管理について
- (3) 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第31号の一部改正について
- (4) 太平洋クロマグロの資源管理について
- (5) 北部太平洋海区大中型まき網漁業による試験的なサバ類個別漁獲割当（IQ）について
- (6) 平成31年度資源管理関係予算について
- (7) 水産政策の改革について
- (8) その他

6. 議事の内容

(開会)

(山本課長)

それでは、定刻より少し前ではございますが、全員おそろいですので、ただいまから第37回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開会いたします。私は、事務局を務めさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。

さて、本日は14名の委員、全員の御出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法第101条第1項の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

また、本日は参考人として瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会の事務局を務めていただいております公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会の濱田専務に御出席していただいております。

それでは、今井会長、議事進行をお願いいたします。

(挨拶)

(今井会長)

今井でございます。それでは、委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、第37回瀬戸内海広域漁業調整委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、水産庁の方からは岩本資源管理推進室長、藤田企画課企画官及び国立研究開発法人水産研究・教育機構瀬戸内海区水産研究所の石田主幹研究員をはじめ、皆様にはお忙しい中、御臨席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、本日の委員会ではサワラ瀬戸内海系群、燐灘カタクチイワシ、太平洋クロマグロの広域資源管理に関しまして、本年度の取組状況の報告や来年度の取組などにつ

いて御審議をいただく予定となっております。委員の皆様方におきましては、ぜひ忌憚のない御意見を賜りたいと思います。

また、太平洋や日本海、九州西広域漁業調整委員会との共通の話題といたしまして、サバ類の試験的な個別漁獲割当に関する調査の報告、そして水産政策の改革につきまして、説明があると聞き及んでおります。資源管理がますます大切となっております中、広域漁業調整委員会の役割もさらに重要になっていくのではないかと考えております。

本日は、以上のような内容となっておりますが、議長としまして要点を絞った議事進行に心がける所存でございます。皆様方の御協力をお願いしまして、開会の御挨拶とさせていただきますと思います。それでは、本日一日よろしくお願いいたします。

それでは、本日、水産庁から岩本資源管理推進室長にお越しいただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたしたいと思います。

(岩本室長)

皆様こんにちは。ただいま御紹介いただきました水産庁資源管理部管理課資源管理推進室長の岩本と申します。

本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただきましてありがとうございます。開催にあたりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ただ今、今井会長からお話がありましたように、今日の委員会の中では、サワラ、カタクチイワシ、サバのIQ、太平洋クロマグロ、水産改革と非常に重要なテーマを御審議いただくこととなります。サワラにつきましては、現状の資源管理の実施状況、資源の状況、共同種苗生産放流の取組の状況、来年度以降の取組について、御審議いただくこととなります。

また、クロマグロにつきましては、全国で非常に厳しい資源管理を実施していただいているところでございますけれども、昨年の水産政策審議会資源管理分科会でもクロマグロの資源管理について議論をいただいております。クロマグロ部会を設置いた

しまして、クロマグロの配分の考え方、配分した数量をいかに効率的に漁業者の皆さんに使っていただくかということで、限られた我が国への配分量を有効に活用する観点から、融通のルールの方針について審議いただきました。その内容を今日御説明をしたいと考えてございます。

資源管理につきましては、現場で汗をかいていらっしゃいます漁業者の皆様方と行政とが一体となって進めていくというのが非常に重要だと考えてございます。そういう中で昨年の臨時国会におきまして、水産改革法案が成立したところでございます。皆様御承知のとおりかと思えますけれども、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化が両立することを目指して、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを導入するというところでございます。加えまして漁業の許可や免許など漁業生産に関する基本的制度を見直すというものでございます。この改革を後押しするために水産庁といたしましても、3,000億円を超える予算を計上しているところでございます。現在、国会のほうで御審議いただいている状況でございます。

この水産改革の内容につきましても、本日、皆様の不安、誤解のないようにしっかりと説明をさせていただきたいと思えます。関係者の理解を得ながら、資源管理を進めていくべきだと強く感じているところでございます。

本日は非常に盛りだくさんの議題が用意されてございますが、委員の皆様方には活発な御意見をいただきながら、今後の資源管理をどう進めていくかにつなげていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

それでは、次に、本日使用いたします資料の確認を行います。事務局から御案内お願いいたします。

(山本課長)

それでは、お手元にお配りしております資料について確認させていただきます。

まず議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図、それから本日使用する資料といたしまして、資料１－１がサワラ広域資源管理の実施状況等について、資料１－２がサワラ瀬戸内海系群の資源状況、資料１－３が３１年度のサワラの共同種苗生産・中間育成・放流の取組について、資料１－４が３１年度のサワラ広域資源管理取組（案）となっております。

続きまして、資料２が３０年度の燧灘カタクチイワシ資源管理の取組、資料３が瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第３１号の一部改正について、資料４が分厚い資料でございますが、太平洋クロマグロの資料になります。資料５が北部太平洋海区大中型まき網漁業における試験的なサバＩＱ管理についての資料となります。資料６が横向きですが、来年度の水産関係予算の概算決定の主要事項になります。

続きまして、資料番号はふっておりませんが、水産政策の改革についてのパンフレット、その別冊資料としまして、資料７－２がございます。横紙で資料７－３として資源管理目標を定めるための新たな資源評価手法の検討状況、そして資源評価の専門用語等をまとめました参考資料がございます。

以上でございますが、お手元の資料に不足等ございましたら事務局までお申しつけください。皆さんおそろいでしょうか。

（今井会長）

皆様、資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、議事に入りますが、その前に、後日まとめられる本日の委員会議事録の署名人を選出しておく必要がございます。本委員会事務規程では、会長が出席委員の中から指名することになっておりますので、今回は、私から指名させていただきたいと存じます。和歌山県の大川委員と広島県の濱松委員のお二方をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

(今井会長)

ありがとうございます。それでは、大川委員と濱松委員のお二方におかれましては、お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議題 1、サワラ広域資源管理について、入ってまいりたいと存じます。この議題 1 につきましては 4 つに分けて進めたいと思います。まず 1 番目、資源管理の実施状況などについての説明、次にサワラの資源状況に関する説明を行いました後、3 番目としましてサワラの共同種苗生産・放流についての報告、最後に、平成 31 年度サワラ広域資源管理の取組（案）について説明するという順序で進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に資源管理の実施状況などについて、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(青木推進官)

瀬戸内海漁業調整事務所の資源管理推進官をやっております青木といいます。よろしくお願いいたします。私の方からは 30 年度のサワラ広域資源管理の実施状況について御説明をさせていただきたいと思います。座って説明いたします。

資料は、資料 1-1 と書いてある資料になります。1 枚めくっていただきまして、表紙の裏 1 ページ目ですが、こちらの方に 30 年度の流し網の休漁期間とか、ひき縄などの禁止措置などを海域別に整理して示しております。委員会指示の方で漁獲量の上限が定められておりますさごし巾着網につきましては、資料の右の下の方に記しておりますけれども、今期の操業実績はございませんので、漁獲はありませんでした。

次に 2 ページ目のほうですが、こちらの方は共同種苗生産の結果となっております。今年度は約 7 万尾の放流が行われたということになっております。

続きまして、3 ページ目をご覧ください。こちらの方に平成 30 年度の T A E 管理の実施状況というものを整理して載せております。こちらの方は、流し網の換算値で、T A E の既定値のほう が 12 万 1,461 隻日ということになっておりますけれども、

実際の操業隻日数が1万2,681隻日ということで、約10%の割合となりました。昨年が1万4,806隻日でしたので、若干昨年よりも減少しているというような形になります。

4ページ目に毎年の推移というものを記しております。折れ線グラフのほうで示しておりますので、ご覧ください。

資料は以上でございますけれども、その他の取組といたしまして、平成30年度の取組として、今後目標とすべき資源の水準や、それに向けての取組内容について、関係11府県の関係者による協議というものを実施しております。この検討を進めていくに当たりましては、さわら検討会議において各府県の行政、研究担当者などと、情報共有を図りつつ関係府県からの意見を踏まえながら、今後のサワラの取組に必要な期間ですとか、目標とする資源水準などの検討を進めていったところでございます。

今後なんですけれども、当面の目標とする資源水準について整理を進めていって、漁業者協議会、こちらのほうとも情報を共有しつつ、適切かつ合理的な資源管理措置のあり方について検討を進めていきたいと考えております。

今年度の取組状況については以上となります。

(今井会長)

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。質疑をお願いいたします。ございませんでしょうか。

それでは特にございませんようですので、次の話に移りたいと思います。

それでは、次にサワラ瀬戸内海系群の資源状況について瀬戸内海区水産研究所の石田主幹研究員のほうから御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(石田主幹研究員)

瀬戸内海区水産研究所の石田です。よろしくお願いします。

映写もいたしますし、資料1-2の全く同じものがお手元にあるかと思います。全部で16枚の図があります。これは前回の会議資料と共通のところも多くございます

ので、新しくなったところを中心に説明させていただきます。これは参画機関瀬戸内海 11 府県の皆様と一緒にまとめたという内容でございます。

これは、資源評価の手順ですが、これも一般的なものでありまして、世界中で年齢別に漁獲尾数のかなりデータのそろっている魚種ではこういうやり方をやります。年齢別の漁獲尾数を漁獲統計と体長組成の測定結果等から集計しまして、それをコホート解析という一般的なやり方で、年齢別の資源尾数、それから漁獲の強さをあらわす漁獲係数を計算しています。資料は 2017 年末までの資料です。一方、放流の資料も合わせまして、将来の放流効果も算定しまして、2018 年以降の資源尾数、漁獲係数、資源量、漁獲量の予測をしております。ABC も出すわけですが、生物学的許容漁獲量も出すわけですが、TAC 管理魚種ではありませんので、それ以外の管理方策という提言、こちらのほうも大事になってまいります。

これは、漁獲量の推移です。1968 年、元号でいうと昭和 43 年からずっとあります。瀬戸内海全体の漁獲量です。一年ごとにあります。色分けは、赤が瀬戸内海の西側、青が東側、色の一番濃いところが瀬戸内海の一番真ん中ということで、一番上から周防灘、伊予灘、一番下が紀伊水道となっております。ご覧のように 1970 年代半ばに 3,000 トン程度あったのが、このあたりから秋漁が盛んに行われる、あるいはナイロンテグスが普及するという、小型魚を効率よく捕って漁獲量が増えました。6,000 トンぐらいに増えたのですが、乱獲に陥ってしまいまして資源が減った結果、1998 年は 6,000 トンが 200 トンまで漁獲が減ってしまいました。その後資源回復の取組によりまして漁獲量は次第に増加し、現在では 2,000 トン程度を超える漁獲量を維持しているというところです。

これは、過去 10 年、月別の漁獲量を出したものです。色分けは同じです。毎年 1 本一番高い、長い線があるのですが、これは全て 5 月です。去年については 4 月もかなり多くて、5 月がそれまでよりも少し少ないということでありました。5 月のピークの漁獲量は少し下がりぎみであると、秋漁についても 2015 年は非常に多かった

のですが、その後はそれほど多くないという状況が続いております。

これは、月別体長別の漁獲尾数です。これは1マスが、例えばこのマスですと2014年の1月、1カ月をあらわします。縦軸が瀬戸内海全体での漁獲された尾数です。それを横軸の体長ごとにあらわしております。5月の春漁で、このぐらいの体長のものが4月、5月と獲れていくと、秋漁は0歳魚が出現するということが見てとれます。2014、2015年は0歳魚の出現が非常に少ないという年でした。2016年はかなり多かったんですが、2017年はかなり少ないということで、これに基づいて2017年の発生が少ないであろうという予測を立てております。

似た図が4枚出てまいりますが、これは、まず資源尾数の推定値、尾数です。量ではありません、尾数です。その推定値です。コホート解析による推定値結果です。色分けは下から0歳、黄色が1歳、赤が2歳と分けております。横軸が1987年から資料がありますので、漁獲の一番多かったぐらいから資料があります。これらの年は、以前の資料があればいいのですが、ないので、これで表しております。青い数字が時々ぴんぴんと前後の年で多くなっています。2002年、8年、10年、12年と多かったです。直近の2017年は非常に少ない予測になっております。推定になっております。ただし、この精度は低いので、そのままでいくか、上方修正されるか、下方修正されるかというのは、その後の漁模様によります。1歳、2歳になってどれだけ獲れるかによって、精度が上がっていくというものです。

尾数を量に直しますと、高齢のものが少し目立ってまいります。これで資源判断をしまして、計算期間の一番多いのと、一番少ないのと3分割しまして、現在の資源量はぎりぎり低位です。中位にわずかに及ばない低位です。5年の動向は、これ2年ぐらい減っています。5年間では低位推移の横ばいであると判断しています。

これは、同じ図なんですが年齢順を逆にしております。一番上が0歳、1歳魚以上を見てみますと、黄色以下はこういう推移であったと、青色というのが、直近の青色だけが精度が悪いということになっております。

これは、資源尾数じゃなくて、実際の漁獲量です。この図は16枚の図の中でも一番大事かもしれません。といいますのは、資源が減っていく過程、これ乱獲に陥っている過程なんですけど、0歳魚の漁獲量というのが高水準として見れます。その後資源管理の取組が始まってから、0歳魚の漁獲量はほとんどありません。若齢魚を保護した結果、資源が増えてきたということがこの一枚であらわせるかと私は思っております。最近の2,000トンを超えているということ、これでわかるかと思います。

これは、毎年を一つの点であらわして、線でたどって今ここまできた。何がこうなったかといいますと、横軸が親魚の量、資源量とほぼ同じものです。縦軸が親魚から発生する子供の量です。年によって同じぐらい親魚がいても、多かったり少なかったり、これは人間が漁獲する以前に決まってしまうものです。自然環境、恐らくふ化した当時のえさ環境、イワシの稚魚がどれだけいるかということが大きくかかわってくると推定されていますけれども、2017年は残念ながら、今のところは非常に低い数字であるという予測になっております。これが0歳魚の資源尾数推定精度が低いと申しましたけれども、その後、1歳魚のデータ、2歳魚のデータ、3歳魚以上のデータを足していくと推定値、同じ0歳魚、当時どれだけいたかというのが、非常に多いと思っても1歳魚データを足すと少し下がるとか、それほど変わらないとか、増えていくとか、減っていくとか、まちまちです。2017年はここにあるのですが、これがどうなるのかというのは1歳魚、あるいは2歳魚の漁獲尾数によって変わってくるかと思います。

これは、ABC生物学的許容漁獲量を他の80何系群と同様のやり方で計算したものです。これは、5年で回復させるという非常に厳しい取組ですので、目標値、上限値とも1,000トンぐらいしか獲るなということになっております。現状を継続して獲ればということも計算しております。目標値、上限値というかなり厳しい漁獲規制をした場合は、資源がどうなのか、あるいは現状の漁獲圧を継続した場合、資源がどうなるかということを出しております、これによりますと1つ前の図で説明した

ように、稚魚の生き残りが年によって自然環境の良し悪しがありますので、それが将来どうなるかというのを1,000回試算しまして、1,000回中800回が、この白丸と黒丸の線の間に入ることです。あまり獲らなければ当然増える。現状ではほぼ横ばい、若干増えるかなというぐらいかと思います。

これは、種苗放流をまとめたものです。2002年から本格的に人工種苗放流が始まりまして、2012年からは、現在の瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会による放流が始まっております。2012年以降に始まっておりまして、それ以降の種苗が漁業資源、漁獲される大きさまで育つ割合が0.14であると、7尾に1尾は漁獲サイズまで育つということが、放流尾数、資源評価による推定資源尾数、あるいは人工種苗の混入調査から計算した数字ということになります。0.14、7分の1ということです。

これが資源の多いとき、減った後で、質的にどうなっているか、資源の減少に伴って個体の成長が速くなっております。漁獲物の年齢別の平均重量を見ますと資源の多かったときよりも少なくなった、明らかに個体成長はよくなると、餌のあたりがよくなるからです。最近ちょっと下がってきています。資源尾数の年齢組成ですが、3歳以上がかつて1割ぐらいあったんですが、最近は5%未満、直近年になると少し増えてきて、高齢魚も少し見え始めております。

まとめです。資源回復計画は目標を十分達成しました。現状、資源はぎりぎりですが低位で横ばい傾向、年齢組成もまだまだ若齢魚が主体であると、体長も大型化のまま少し成長が遅くなった程度であるということなので、これが解消されてこそ本格的にサワラ瀬戸内海系群の資源が、かつてに戻ったということになります。ですから、このためには現状程度の漁獲規制の実施継続、それからできれば大型魚を狙って漁獲することが望ましいと考えられます。

以上です。

(今井会長)

石田主幹研究員のほうから御説明いただきました。どうもありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、２０１３年、平成２５年以降資源水準は中位でしたが、２０１７年、平成２９年の資源量は５，６７７トンとやや減少し、資源水準は中位を少し下回る低位ということになっているようでございます。資源の動向は横ばいとなりました。また２００２年の、平成１４年の資源回復計画の取組開始以降、若齢魚を保護する取組を続けたことが資源の回復に大きく貢献しているとのことでございました。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。ございませんでしょうか。

ございませんようですので、それでは、次にまいりたいと思います。

次は、サワラ共同種苗生産につきまして事務局のほうから説明の後、濱田参考人により３１年度の計画についての御説明をお願いしたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

（青木推進官）

まず、私の方から簡単に説明させていただきたいと思います。

栽培漁業にかかわる水産政策の関係の状況とか、それに関する予算等についての説明をしたいと思います。

昨年６月の水産政策の改革で、種苗生産・放流・育成・管理等については資源管理の一環として実施するものであるということを踏まえて、資源造成効果のあるものを見きわめた上で重点化するとされたところでございます。そのため従来実施してきた事業につきましては、資源造成効果というものを検証しながら、資源造成の目的を達したものと、効果の認められないものに対しての予算措置というものは実施しないということとなったところです。その一方で広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組については促進していくということもされております。

瀬戸内海のサワラ資源について見ますと、資源状況が非常に悪化していった２００

0年代始めのときには、種苗放流により大きな資源造成の効果というものがあったところなんですけれども、資源が回復してきました近年においては、種苗放流による資源造成効果というのがごくわずかとなっております。そのため水産政策の改革に基づきまして、資源造成の観点での種苗生産・放流の予算的な支援というものは平成30年度で終了いたしまして、来年度につきましてはこれまで培ってきた技術やノウハウを継承するということを目的とした共同種苗生産の技術継承・マニュアル作成のための実証としての、種苗放流による広域種の資源造成効果負担の公平化検証事業というものに対する支援へと事業の行う目的を変更されたところでございます。本事業につきましては、公募事業でございますので、来年度の事業計画につきましては海づくり協会の濱田参考人より説明のほうをお願いしたいと思います。

私からの説明については以上でございます。では、よろしく申し上げます。

(濱田参考人)

海づくり協会の濱田でございます。よろしく申し上げます。お手元の資料の1－3で説明させていただきます。

今、青木推進官の方から御説明があったことは、この資料の1－3の前書きの部分と同じものです。補助事業の仕組みが変わりましたということでございます。補助事業については水産庁から公募がありまして、海づくり協会が補助事業の窓口となって、11の府県の、県庁、漁連や漁協と一緒に事業を実施したいということで、補助事業の公募に応募しており、現在、水産庁で審査中という状況です。それが採択されれば31年度の補助事業に取り組むということで、我々の共同種苗生産・放流事業につきましては、31年度が8年目ということになります。従来のもとは違って、今後は関係府県で共同でいろいろな取組をしていくとか、サワラに似たような魚食性の魚にも応用できるような技術の継承とか、マニュアルの作成などを行っていく、必要なデータも取っていくということでございます。

まず、1の種苗生産と放流の目標ですが、水研の屋島庁舎を借りて種苗生産を実施

していくに当たり、これまでの取組の実績が下の表にありますが、大体、平均すると8万8,000尾ぐらいであったということで、その実績を勘案して40ミリの種苗10万尾の生産を目標に取り組む予定です。

生産した種苗は各県にお願いしまして、中間育成をして放流しますが、中間育成の間の生残率、歩留まりの実績は約80%でしたので、70ミリまで育てて生残率80%で、8万尾の種苗放流を目指すことにしています。大阪府、兵庫県、岡山県、香川県、愛媛県、大分県の地先に中間育成後に放流する予定です。

それから共同種苗生産等の協力体制ですが、瀬戸内海の海域栽培漁業推進協議会の会員である関係の府県と漁連、あるいは栽培漁業関係の団体から技術研修員として人を出してもらったり、サワラの稚魚の餌となる冷凍のマダイのふ化仔魚や、必要な場合には受精卵を提供していただいて屋島庁舎で効率的な種苗生産を行う計画です。

その資料の裏に取組の内容が書いてございます。基本的には従来のもとはほぼ同じですが、生産尾数、目標の尾数等が変わるということです。水産機構の屋島庁舎の施設をお借りする際は光熱水道料だけの支払いで協力をお願いします。香川県にお願いして、沖で漁獲されたサワラから卵を絞って受精させて、屋島庁舎に持ってきて、耳石に蛍光の色を付けるALCの標識作業を行った上で、それをふ化に供します。100万粒の卵を取って、それを種苗生産に使うということです。それからサワラふ化仔魚の餌になるマダイのふ化仔魚、これは親マダイから卵を取って、そのふ化仔魚をサワラの餌に与えるわけですが、既に養殖業者から親マダイを借りて、香川県の協力で今、マダイの親を仕立てて卵を取る準備をしているところです。それから、マダイのふ化仔魚が栄養のあるふ化仔魚に育つよう、マダイ仔魚の餌となるワムシの手当てや、サワラの稚魚に与えるイカナゴのシラスの確保、これは瀬戸内海だけではなくて宮城県や福島県からの手当てにも取り組み、福島県は難しかったようですが、女川のものは確保したと聞いております。それから冷凍のふ化仔魚の確保、人員の手当て、中間育成です。各府県の浜に種苗を運び、生けすで飼っていただいて、それを放流する。そ

れには当然費用が必要ですので、関係府県から費用を出していただき、それと国の補助金を当ててこの仕事に取り組んでいく予定です。現在、補助事業の採択待ちというような状況ですが、採択されれば早速仕事にかかっていきたいと思っております。

以上です。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

ただいまのサワラの共同種苗生産について、瀬戸内海11府県の行政、漁連、栽培関係法人による取組といたしまして、平成24年度から実施されておまして、来年度もほぼ、本年度と同内容で取り組む計画とのことでございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。どうぞ。

(田沼委員)

事業が変わるだけのことか。

(濱田参考人)

先ほど、水産庁の瀬戸内海漁業調整事務所の青木推進官からもお話がありましたように、事業の目的が変わると、資源の造成のための補助ではなく、関係の府県で、みんなで共同して、こういう種苗生産や放流をするのは、今後水産庁としても進めるべきことであるので、そういう目的のためには補助しますよ、ということで、実質的には従来と同規模の種苗生産・放流、中間育成をやりながら、今後につながる体制づくりのためのマニュアル作りなどに取り組む、そういうことでございます。

(田沼委員)

そこでマニュアルを制作するとあんねんけど、これマニュアルが採択されへんかったときはどうなるのかな。

(濱田参考人)

この31年度からの補助事業が、いつまで続くかということに関しては、事業の目

的が達成されて、サワラの資源が引き続き中位とか、一定のレベルであれば、補助事業がその時点で終わることになるのだと思います。その後、例えば国の補助がなくても、都道府県、府県が共同して引き続きこの種苗放流をやろうということになれば、その時にこのマニュアルは生かしますし、そういう体制をどうするかというようなことについては、今後検討していかなければいけないものだと思います。

(田沼委員)

ということは、何年続くかということは明言できないということ。

(濱田参考人)

水産庁さんのほうのお考えということになりますね。

(今井会長)

どうぞ。

(平松課長)

瀬戸内海漁業調整事務所資源課長の平松です。

最初に説明しましたように、事業目的として来年度公募させていただいているのはモデルの実証事業ということで、予算は単年度なんですけども、2年程度ぐらいかなというのが一つ、イメージとしては我々持っています。ですので、この2年間、2年程度でこのマニュアル事業をやりながら、当然その間にマニュアルを作るために必要な種苗放流とかの取組は、先ほど御説明あったように来年度の計画では、ほぼこれまでどおりという形で続けていただきながら、先ほど濱田専務がおっしゃられたように、その後の取組をどうするのかというのは、2年間にいろいろ御検討いただいた上で、決めていただくというような形になろうかと理解をしております。

(田沼委員)

いや、その今聞いてた2年から3年かというレベルの話じゃないけど、漁業者としてたかなるべくなら続けてほしいという声がいっぱい聞こえてくるから、何とかそこらをちょっと考えてくれたらとは思います。

(平松課長)

全体のサワラ資源管理の取組としましては、サワラ検討会、漁業者検討会の中でも、漁獲管理の取組と、どうやっていくかというのを2年ぐらいで検討していこうかなということで、今進んでいるところではございますので、そういうところでも検討しながら、また実際の取組になると、やはり先ほど御説明があったように経費ですとか、ものですとか、いろんなところの兼ね合いとかも出てくるかと思しますので、そういうところを含めて御検討いただきながら取組を掲げていく、要はこれだけ何とか増えてきたサワラをまた減らすようなことがないように、また皆さんの取組がうまくいくようにどうするかというのを考えていくというのが肝要かと思います。

(田沼委員)

わかりました。実のある政策をうってくれたら、1年でも長く、よろしく願います。

(今井会長)

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。どうぞ。

(武田委員)

このサワラの放流事業というのは、スタートでは常に造成ということが目的なんだと思うのですが、それで当初は、先ほど御説明があったように効果があつたと、今は効果が余りというか、現に効果があらわれていないというのが現状だろうと思うんです。これは来年度も10万尾ですか、放流目標を見ているんですけど、今、屋島でやられていると思うんですけども、屋島自体も、もう施設の老朽化が激しいんだろと思うんですけど、そういった中で、こんなこと言ったらちょっとあれなんですけど、目先を変えて継続するという印象が強いんですけど、種苗を放流するのはプラスには働くんですけど、本当に資源に寄与しているのかどうかという、そこらあたりが今となってはちょっと首をかしげるところもある訳なんです。施設も老朽化してきている。

ここに瀬戸内海の東の府県のほうが種苗放流に対して、期待をしているんだと思うんです。全体見渡しても、この種苗放流事業に対する温度差というか、ちょっと意識が違うんじゃないかなという印象を受けている訳なんです。将来、今から検討するということなんですけど、種苗放流をこれから拡大することはいいんですけど、それに対する、この1年ですか、2年ですか、そういう検討をする方向性というのが、協会、あるいは国のほうで何か持たれているのかどうか、やみくもに1年、1年マニュアルを今さら作っていくということになるのかなという、ちょっとそこが疑問に思うんです。そのあたりはどうお考えですか。

(今井会長)

どうぞ。

(平松課長)

現状でいくと資源量が増えてきたので、10万尾生産、7、8万尾の放流数量ということで、非常にインパクトが少ないというのが先ほど水産研究所のほうの説明もあったとおりでございます。逆に言うと、どんどん増やしていけば当然インパクトも出てくるのではないかと、7匹放流すれば1匹が加入するというようなのが、最近のデータに出ておりますので、こういうふうに行くとなると非常に効率は高いのかなと思うんですけども、ただ、全体量が少ないので、全体の資源に対しての割合が低いということでございます。今後、放流魚を増やしていくとなると施設のボリューム、水槽の数ですとか、採卵のいろんな施設関係、人手、あと経費ですね、そういうのが非常にかさんでくるということがございますので、ここは、やはり実際皆さん各地域での御負担ということも出てくると思いますので、その辺の兼ね合いをどうするのかというところは、やはり関係者の方々とよく話をして方向性を決めていかないといけないとは考えてございますので、今の時点で増やすのか、現状維持なのか、減らすのかみたいな話が、どちらかというようなところは水産庁としてこうだというような方針は立てる状況ではない。ただ、そういうところをよく考えていただいた上で、これは取組と

しては、漁獲管理のほうの取組とも密接に関係してくるところだと思いますので、そういう協議をきちっと２年間、いろんなところでやっていくということが重要なのかなと水産庁としては考えております。

（今井会長）

よろしいでしょうか。他にございませんか。どうぞ。

（服部委員）

この目的を変えるというのは、何か聞こえはいいんですけど、２年でもう終わりますよというようなところで私自身は受けとめるんですが、それは、この３１年度も採択はこじればと進めようと、こじれなかったらストップですよという意味ですね、これは。１１府県だけやりなはれやということになる。国はもう知らないよという、そういうようなことで受けとめられるんです、私自身は。そういうことでなく資源管理というもの、この漁業に、日本の漁業にとってこの資源管理というもので一番一生懸命にやってきたんは、この瀬戸内海の、このサワラの資源管理が基本であったと思うんです。これによって他のものもスタートしていったと、どこか我々漁業者の立場でいったら、水産庁の人は資源が復活したのでよろしいやろということ言われる。そう言われているんだろうなとは思いますが、いろいろ国の金を利用させていただく立場で何もかも全部という訳にはいかんのですが、やはりこれをなくすようなことを考えずに、どういう形であろうと、我々、そんなに皆様方より頭のいいものではないので、やはり国が助成しましょうよと、頑張ってやってくださいよという方向に、そういう方向に持ってってもらうのは、海づくり推進協会って、私はそういうところであろうと、私自身も携わっていたところですから、そういうところであるのに国の方にどっと押されて後ろへ引くようなことをせんように、今後も続けてやっていくと、それは、他の資源管理の問題にも影響してくると思いますので、そこら辺りは一つよく考えて、もうあと２年でこの目標体制やって終わりですよということにはならないように、それだけ一つお願いしておきます。

(田沼委員)

そう、そう。そういうこと。

(服部委員)

ちょっと私自身が言い方はきついですけど。

(平松課長)

来年度の補助事業につきましては、今公募に応募をいただいたとあったんですけども、審査中でございますので、水産庁の立場として今どうなっているかというのは発言できないので、そこは御容赦願いたいと思うのですが、また結果が出れば公表されますので、そちらのほうにも言いたいと思いますが、今、委員さんがおっしゃったようにサワラにつきましては、やはり資源管理計画、いろんな取組を皆さんにやっていただいた成果がこれだけ資源が回復したというところにきておりますので、これをさらに前へ進めるべく議論していくところに、水産庁としても、水産庁の立場としてやるべきことはやっていきたいと思っております。まさしくそれをどうしていくかというのを、この事業、来年度、再来年度等の事業も使いながら、その間できちんと議論が進むように我々も努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

(今井会長)

よろしいでしょうか。それでは、この辺でこのお話は終わりました、次にまいりたいと思います。

それではサワラに関しまして最後に、平成31年度サワラ広域資源管理の取組(案)と、これにかかわる本委員会指示(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

(青木推進官)

引き続き、私のほうから平成31年度のサワラ広域資源管理の取組というものにつきまして御説明させていただきたいと思います。

資料 1－4 をご覧ください。

平成 31 年度のサワラ広域資源管理の取組につきましては、先に行われましたさわら検討会議とか、サワラの漁業者協議会におきましても、現行の取組を継続していくということが合意されていたところでございます。それを踏まえまして資料の 1 ページ目のほうに平成 31 年度の取組（案）といたしまして、漁獲管理ですとか、種苗放流、その他の措置というものについて記載しております。こちらのほう播磨灘におけるはなつぎ網漁業とさわら船曳網漁業につきましては、本年度と同様に毎週火曜日と土曜日の定期休漁、5 月の 3 日間と 6 月以降の 1 日の計 4 日を休漁とし、夕方の操業時間の 1 時間の短縮ということをしてしております。その他の海域や漁業種類につきましても本年度と同内容の漁獲努力量管理の取組を継続するというような形になっております。また、(2) のところの種苗放流と書いてあるところなんですけれども、先ほどの説明のとおり種類放流を実施する目的というものが変わりましたので、それに合わせまして、該当部分を下線部のとおりに変更しております。

ただいま御説明させていただきました漁獲管理措置の取組につきましては、取組の法的担保といたしまして、来年度におきましても瀬戸内海の広域漁業調整委員会指示の発出というものをいたしまして、引き続きお願いしたいと考えておりますので、その内容について御説明させていただきます。

資料の 3 ページ以降のほうは、今言った委員会指示の案となっております。まず、3 ページ目から 5 ページ目にかけまして、各灘の定義というものがしております。それから 6 ページ目から 7 ページ目にかけまして、流し網の網目の規制ですとか、それから各灘ごとの操業の制限というものについて記載しております。播磨灘のはなつぎ網などの規制につきましては、今年度同様に火曜日、土曜日、その他の会長が定めた日というのと、時間制限についての記載になっております。

また最後のほうに、この指示の有効期間といたしまして、平成 31 年 4 月 1 日から来年の 3 月末までという期間を設けております。

来年度の取組案と、これにかかる委員会指示案についての説明は以上になっております。

それから紀伊水道の外海域と宇和海における公的担保措置、こちらのほうにつきましては、調整課の山本のほうから御説明いたしますので、お願いいたします。

(山本課長)

引き続きまして、紀伊水道外海域と宇和海での公的担保措置について御説明いたします。同じ資料の２ページ目の瀬戸内海の図をご覧ください。

和歌山県、徳島県に挟まれた紀伊水道の外海域につきましては、ひき縄等は５月１５日から６月２０日のさわら目的の操業は禁止されております。また、愛媛県、大分県に挟まれている宇和海のほうでは、さわら流し網漁業は５月休漁、さごし・めじか流し網漁業は８月、９月休漁となっております。両海域は瀬戸内海ではございませんので、紀伊水道の外海域につきましては、和歌山徳島連合海区漁業調整委員会、宇和海につきましては、愛媛海区漁業調整委員会について、委員会指示を発出するということになっております。それで紀伊水道外海域につきましては、３月１２日に開催された和歌山徳島連合海区漁業調整委員会におきまして、本年度と同様の委員指示を引き続きすることについて合意されました。また、宇和海につきましても、明日１９日に開催される愛媛海区漁業調整委員会におきまして、同じく本年度と同様の委員会指示を決議する予定となっていると聞いております。

以上です。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

来年度のサワラの資源管理措置につきましては、引き続き漁獲管理と種苗放流を実施していくこととし、資源管理措置の公的担保として漁獲管理措置と同一内容の委員会指示を設定したいということでございます。それで来年度の取組（案）と、これにかかわる委員会指示（案）につきまして、御意見等ございましたらよろしくお願ひ

たします。よろしいですか。

（服部委員）

今の委員会指示なんですけど、この目的を変更して採択されればということですね。この委員会指示で、これはもうこの事業が、資源管理が終わるというようなことになれば、この委員会指示は必要ですか。資源管理を行わないというとき。

（今井会長）

どうぞ。

（平松課長）

先ほど種苗放流の事業が、もし採択されなかったらというときに。

（服部委員）

資源管理が終わるんでしょう。

（平松課長）

2つに分けて説明させていただきたいと思うんですけども。まずは種苗放流の事業が、補助事業の採択がなされなかったときに、種苗放流を補助金支援、補助金がない中でやるかどうかということ、先ほども参考人濱田専務の御説明では補助金が採択されればやりますという御説明だったので、されなかったらどうするかという御説明はなかったんですけども。なかなか経費的に難しいという話にはなって、仮に放流がないとなったときに、今度漁獲管理のほう、この休漁ですとか、網規制のほうを、それだけ単独でやるかどうかという議論がどうなるかというところは、正直その議論はまだやったことがないので。

（服部委員）

やったことはないよ。

（平松課長）

ある程度、補助金が採択されて、このような放流事業が行われるという前提で、先ほど取組の1ページ目のところにも書いてますようにセットでやっていくというところ

ろで考えてはおります。

（田沼委員）

これ放流があるから、この指示を出せるんちゃうん。放流をやめたら、こんなの自由で獲るようになってまうで。

（江口所長）

こちらの広域漁業調整委員会の委員会指示、こちらの漁業者の皆様方に、要するに守っていただくべきものであって、放流セットという考え方とは直接リンクをいたしません。

（田沼委員）

いたしませんかて。

（江口所長）

皆様方が、漁業者協議会さわら検討会議の中でもお話をさせていただいておりますけれども、その中では放流がどうなのか、そこら辺の話はありますけれども、今回放流をするということで、サワラ漁業者協議会、漁業者の皆様方も御同意を得て、こういう資源管理、漁獲規制を取り組んでいきましょうという合意を受けて、この広域調整委員会の委員会指示という形で、漁業者の皆様方の合意は踏まえた形としております。

（田沼委員）

それはわかるんよ。ただ、これ放流があるからこの指示はなっているやろうけども、これ放流がなくなったら、種苗放流がなくなってきたら、これみんな守るんかなというたらちょっとクエスチョンなところがあるんやけど、放流がなくなったときやで、今どうのこうのじゃないよ。

（平松課長）

もし放流が採択されなかったらという場合の話ですので、今回セットで御了解いただけるのであれば、我々としてはセットでやっていくという形の前提で資料を整理さ

せていただいておりますので、もし結果的に種苗放流の採択がなされなかったという
ようなことになってくれば、また、それを前提とした協議をしていかないといけない
ということには思います。

（田沼委員）

今、服部委員が言いよったみたいに、私はセットやと思う。正直。

（服部委員）

これはセットですよ。今言われたように別個に考えたというような、この委員会指
示。そうじゃないですよ。網目の問題にしろ、期間にしろ、この資源管理がスタート
したときに、こういう広域に皆さん守ってやりましょうという決め方しましたよ。別
個に考えたらこれはだめやと思いますよ。

（江口所長）

別個に考えていると言いますのは、そこも踏まえて、今回の指示については、それ
も踏まえて漁業者の皆様方の御了解を得てということでございます。資源管理、漁獲
規制と放流についてはセットだという御意見は御意見としてお伺いしておきますけれ
ども、今般の水産政策の改革の中で、この種苗生産、こちらについては資源管理の一
環として実施するものと、そういうことを踏まえて資源造成の目的を達成したもの、
それから効果が認められないというものについては、国の支援対象外として、資源造
成効果の高い手法とか、魚種に重点化をはかるという政府の決定になっておりますの
で、そこも踏まえて今後皆様方とどうしていくのか、そこは検討していきたいと思っ
ます。

（平松課長）

補足しますと、今、所長が言った一般的な話のことと、それから今回、今、私ども
で用意させていただいた来年の取組案のところは、1 ページ目をごらんいただければ
と思いますが、取組案として一つは漁獲管理、一つは種苗放流、これをセットで、今、
案として1 ページ目です。（1）のところに漁獲管理、それから（2）のところに種苗

放流、これを合わせ取組案、来年度の取組、こういう形で案としてさせていただいて、そのうちの管理のところについては委員会指示で御審議いただきたいということです、今回の提案としては種苗放流、先ほど言った事業内容に変わった形ですけども、これをやっていくという形で。

（服部委員）

それはわかったんですけども、わかって私は質問したんです。これがだめになったら、この資源管理の措置や委員会指示も必要なんですかということ、適正ですかということ、これは守らせますかと言っているんです。

（平松課長）

そこはこれから2年間。

（服部委員）

私は、遠い聞き方をしたつもりですよ。これがもし採択されなかった場合は、この委員会指示はどうなるんですかという言い方したはずですよ。

（平松課長）

ですが、今年度事業の採択結果について、我々申し上げられないんですけども。

（服部委員）

いや、申し上げられないんだったら、それはうまく今後の検討とか、何とか言うてくれたらいいのに、別個や、何や言うからややこしい。

（平松課長）

そこはきちっと検討していきます。また、結果が出ればすぐに御連絡させていただきます。

（梅田委員）

ちょっといいですか。

（今井会長）

どうぞ。

(梅田委員)

結局は、今、委員会指示を出そうかということを経済しよるんでしょ。そうすると例えば、今そういう瀬戸調さんの言われ方をする場合に、たとえ種苗放流が事業がなくなっても、仮に採択されなくても、こういう管理をするべきだということで、皆さんお願いできますかというやり方のほうがいいんじゃないですか。種苗生産のほうが例えばだめになったら、この委員会指示どう検討しますかというやり方ではなくて、やっぱり資源管理するには、今こういうような規制というのは続けていかなければいけないので、ぜひ今回、この委員会指示を出すということでどうですかということ、そんな言い方のほうが説明としてはわかりやすいような気がするんです。

(今井会長)

すみません、よろしくお願いします。

(江口所長)

今まさに御意見をいただきましたとおり、このサワラのほうにつきましては、放流もありますけれども、皆様方関係の漁業者の方がしっかりと資源管理、漁獲規制等に取り組んだ結果、資源が回復してきているという状況でございますので、引き続き漁業者の御意向としては、ここに上げました漁獲規制取り組んでいくという状況でございますので、この資源管理、これまでの傾向も踏まえて、こういう指示を出したいと考えております。

(田沼委員)

それは出してくれたらいいねん。それをあかんとは言っていないので。

(服部委員)

ただ、その委員会指示を出すにしても、これがなくなったという前提で考えたら、各県、それぞれが県の海区委員会の委員会指示を出すという、みな一緒なもの、全く一緒なものは難しいのではないかと、ここで出すのが、難しいのではないかなと思っ
て私自身はそう思いますので、各県の委員会があるやないですか。そこで委員会指示

出しとるやん、いろいろなものに。やっぱり自分の県で、これだけは守ってくださいよというようなやり方にしないと、ここでまとめてということにはなかなかならないんじゃないかなと思って、私自身はそういう考えがあるもので、そういう質問をさせてもらったということ。

（江口所長）

資源管理の措置をどう担保するのかというのは、今、服部委員がおっしゃったとおり各県の委員会、各海区委員会で担保することも、それを皆様方、足並みをそろえて、内容は違うかもしれませんが、そこをやるというのも一つの方法でございます。ただ、一方で今回の場合につきましては、これまでもそうですけれども、広域調整委員会として公的担保措置をはかろうということで進めてまいりましたので、今回についても関係者の同意を得て広調委の指示ということで。

（服部委員）

その同意というのがちょっと私自身がわからない。関係者の同意をどこまで取っているかということ、関係者、漁業者、このサワラにかかわる漁業者全部が関係者ですよ。それを末端までちゃんと取ってくれとるかということ、取ってないでしょ、それを。あんたたちはどこで同意を取ったというのか。説明しただけかもわからないけれども、そこがちょっと我々と感覚の違いがあると思います。あんたたちはどっかでここで説明したら皆さんの同意取れましたというたら終わりやと思うんですけど、そうじゃないんです。我々地元へ帰ったら個々の漁業者と話ししなきゃならない、そこらだけはちゃんとわかっておいてほしいな。

（江口所長）

御意見承りました。一方でサワラ漁業者協議会ということで、関係府県のサワラ漁業の代表者の方々に集まっていて、いろいろな内容を御協議いただく場がございます。そちらのほうにおいて、この広調委のお話についてもさせていただいております。それをもって皆様方には御承知いただいているものというように私どもは承知

しております。

(今井会長)

よろしいですか。他に何かございましたら、この際言ってしまった方がいいと思いますけど。

(服部委員)

我々、質問だけはしておかないと、帰って説明のしようがないものね。1人や2人じゃないですから、漁業者。

(今井会長)

各海区のものを密着した、地元に着した対応というものが当然前提になりますので、我々としては全瀬戸内海の広域全体の視野で、ここで皆様とその話がつけれたらいいなというのが本音でございます。

他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、サワラの資源管理について、今まで大分いろいろとお話が盛り上がりましてけれども、来年度の取組の案につきましては、御了承いただいたということにさせていただきたいと思います。これにかかわる本委員会の指示の案につきまして、原案どおりに決議することとさせていただきたいと思います。今後の事務手続上、文言の訂正などがもし生じた場合には、私の方に御一任させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(今井会長)

ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは来年度の取組案につきまして、了承いただきまして、これにかかわる委員会指示につきましても原案どおり決議させていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

続きまして、それでは議題の2の燧灘カタクチイワシ広域資源管理について入って

いきたいと存じます。今年度の実施状況につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

(青木推進官)

続きまして、また私の方から燧灘カタクチイワシの広域資源管理の説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

燧灘におきまして、関係する広島県、香川県、愛媛県の3県が協調しまして、カタクチイワシの資源管理の取組を行ってきております。管理のポイントといたしましては、産卵親魚を保護して、新規の加入量を確保するという、そういった観点から原則的には6月10日以降に漁を解禁して、もし早期の産卵が推測された場合には、予想される産卵の時期を踏まえまして大羽漁の操業開始日というのを早める検討をするというような取組になっております。この早期産卵の指標ですけれども、瀬戸内海区水研の伯方島庁舎の1月から3月までの積算水温が1,050℃以上となった場合、または伯方島の水温が10.5度から13度の間の雌の肥満度がおおむね11を下回った場合には、早期の産卵が起こるんじゃないかと推測するとしております。

それで、平成30年度の積算水温の方がどうだったかと言いますと、資料のほうの1ページ目、その右側のほうに書いてございますけれども、積算水温のほうで975℃ということで、1,050℃を下回る数字になっております。また、雌の肥満度につきましても11.8ということで、両方から考えて早期の産卵というものはないと推測いたしまして、このことを踏まえて、関係3県の漁業者による燧灘カタクチイワシ資源管理協議会、こちらのほうで大羽漁の開始日について協議したところ、平成30年度につきましては通常6月10日以降に操業を始めようとなった次第でございます。こちらの3県の実際の操業開始日について御報告させていただきますけれども、広島県、こちらのほうで7月20日からとなっております。また、香川県、愛媛県のほうは6月12日からの操業を開始するというので、またそのほかに定期休漁日といたしまして、資料に書いてあるとおり週休二日の取組を行っております。なお、

イワシ機船船びき網のほうなんですけれども、こちらのほうも平成29年に続きまして操業は行われませんでした。

1枚めくって、2ページ目のほうに資源状況について記載がされております。平成30年の漁獲量なんですけれども、3県合計して1万3,369トンとなりまして、昨年の1万67トンよりも若干上回りました。この数字は例年並の漁獲量となっております。また研究担当者の資源解析によりますと、6月1日時点での初期資源尾数というものが約104億尾と算定されておまして、こちらの漁獲量とか、今言った初期資源尾数の状況から、燧灘におけるカタクチイワシの資源の水準というものは低位、動向のほうは横ばいと評価されております。

ここの燧灘のカタクチイワシ資源管理の実施状況の報告についてなんですけれども、この取組におかれましては、関係機関の人力によりまして円滑に実施されているところでございまして、加えまして近年は広調委のほうで取り扱う議題というのが非常に多くございます。各議題に費やす審議等の時間的余裕が毎回切迫しているというような状況になっております。そのため、この報告年に一回この時期に皆様に御報告していたところなんですけれども、この取組につきましては、毎年広調委のほうに報告を行うのではなく、取組を行っていく上で、大きな変化があった場合など、報告の必要性が生じた場合に広調委のほうに御報告を行ってくという形に変更させていただきたいと思っておりますので、何とぞ御了承願います。

平成30年度の燧灘カタクチイワシ資源管理の実施状況の報告というのは、これで終了させていただきます。

以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

ただいま、本年度の取組について報告がございました。本取組の今後の報告については、取組に大きな変化があったなど報告の必要性が生じた場合にに応じてまして、委員

会のほうへ報告することといたしたいと思いますので、ということでございました。
このことも含めまして、御質問、御意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。
す。

ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、本取組の今後の報告につきましては、
必要に応じて適宜行っていただきたいと思います。

それでは、ここで１５分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。１４時５０
分から１５時５分にまた開催いたしますので、よろしくお願いいたします。１５時５
です。

休憩 １４時５０分

再開 １５時０５分

(今井会長)

それでは、時間になってまいりましたので、再開いたしたいと思います。

議題３、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第３１号の一部改正についてに入ってい
きたいと思います。それでは事務局のほうから説明お願いいたします。

(山本課長)

瀬戸内海漁業調整事務所の山本でございます。

資料３をごらんください。平成３０年３月に、この委員会で決議して発出させてい
ただきました瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第３１号の一部改正についてというこ
とで、クロマグロの承認制に関する委員会指示でございますが、２点につきまして技
術的な修正が必要となりましたので、太平洋の広調委、日本海の広調委も含めて３広
調委一斉に、同時に改正したいという内容でございます。

一つ目としましては、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の改正に伴いまし
て、対象漁業種類の条がずれてしまったので、その条ずれの解消ということになりま
す。

2つ目に書かせていただいておりますのが、もともと漁業権に基づく定置網漁業につきましては、この委員会指示の対象ではないのですが、各府県に許可漁業の定置網漁業というのがございまして、それらをこの委員会指示の対象漁業から除外したいという内容です。そもそもこの委員会指示の趣旨としましては、釣りやはえ縄といったような自由漁業を承認制にして管理をするという趣旨でございますので、既に許可漁業等になっているものについては、これらを除外するという内容になります。具体的な修正の箇所につきましては、1枚おめくりいただきまして、2ページ目の上が改正案、下が現行となっております、その2点について修正したいという内容でございます。

以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等よろしくお願いいたします。質疑応答に入りたいと思います。

よろしいでしょうか。ございませんか。ございませんようでしたら次に移っていきたいと思います。

それでは当委員会の、この指示第31号の一部改正につきまして、原案のとおり決議することといたしまして、今後の事務手続上、文言の訂正などがあった場合には私のほうに御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(今井会長)

ありがとうございます。

それでは委員会指示第31号の一部改正案につきまして、原案どおり決議いたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に議題4、太平洋クロマグロの資源管理についてに入ります。水産庁

のほうから説明をお願いします。

(山崎係長)

水産庁管理課の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

では、お手元の資料4をごらんください。こちらの資料ではクロマグロの資源の状況をはじめといたしました我が国を含めた国際的な管理の状況等についても掲載してございますが、この場では国内の管理の状況、特に今月末までの第4管理期間と来月からの第5管理期間に絞って御説明させていただきます。

それでは、資料の9ページをご覧ください。

第4管理期間というのは皆様御存じのことと思いますが、大臣管理漁業が平成30年1月から開始、そして沿岸漁業、知事管理漁業、こちらは平成30年7月から開始しておりまして、大臣管理漁業のほうは平成30年の12月に、既に終了しております。そして知事管理漁業は今月末に第4管理期間が終了となっております。

スライド番号の17番、大臣管理漁業の漁獲の実績でございますが、これは平成30年1月から12月までの実績です。30キログラム未満の小型魚が3つの漁業種類合わせまして、漁獲の上限1,582.7トンのところ漁獲の実績が1,087.3トン、漁獲上限の消化率としましては68.1%でございました。そして30キロ以上の大型魚ですが、3つの漁業種類を合わせまして、漁獲上限3,282トンのところ、漁獲実績が3,217.2トン、消化率が98.0%でございました。

それでは次のページに移ってください。続いて、知事管理漁業、いわゆる沿岸漁業でございますけれども、こちらの数字は、2月14日時点の数字でございます。30キログラム未満の小型魚が漁獲上限1,528トンのところ、実績789.8トン、消化率が51.7%、そして30キログラム以上の大型魚の漁獲上限が1,125.2トン、実績が543.9トン、消化率が48.3%でございました。この数字に関しましては、近日中に更新がなされる予定です。各都道府県別の漁獲の実績につきましては、11ページの漁獲の地図をご覧くださいいただければおわかりになるかと思います。

上のスライド番号 20 が 30 キログラム未満の小型魚、下のスライド番号 21 が大型魚の漁獲実績になってございます。2 月の時点で大型魚、小型魚ともに漁獲の上限を超過している都道府県はございません。

ここで、第 4 管理期間で、都道府県ごとの漁獲の上限というのは設定しているんですけども、クロマグロというのは御存じの方ももちろんおられると思うのですが、年ごとに来遊の状況が大きく異なりますので、この数量では足りない、もしくは大量に余ってしまうというようなことがございます。そういう漁獲配分の無駄を少しでもなくそうということで、都道府県ごとに配分量を融通するということができるようにしております。

1 ページ戻っていただきまして、10 ページの下半分スライド番号 19 になるんですけども、第 4 管理期間中に、やはり配分量が少し足りないであったり、少し余ったよといったような県がありましたので、幾つか配分量を実際に融通した事例を御紹介いたします。まず、①の小型魚同士の融通ということで、宮城県及び福島県から千葉県に小型魚を 4.1 トン及び 5.0 トン、合計 9.1 トン分を千葉県に融通しました。これに対して第 5 管理期間、来期です、千葉県から合計 9.1 トン分を宮城県と福島県にお返しすることになっています。そして 2 番目なんですけど、こちらは第 4 管理期間で完結するお話なんですけども、大型魚と小型魚を交換いたしました、これは長崎県と千葉県及び福岡県での融通になります。

続きまして、4 月から始まる第 5 管理期間についてのことを説明したいと思います。第 4 管理期間は、昨年 7 月からことしの 3 月までの 9 カ月間という期間だったんですけども、第 5 管理期間はことしの 4 月から来年の 3 月までの 12 カ月間に戻ります。第 5 管理期間の漁業種類別の配分量はスライド番号 23 番に示してございます。このような形となっております。

続きまして 13 ページに移っていただきますと各都道府県ごとの小型魚と大型魚の別の配分量についてお示ししております。この配分の数字に至った考え方というのは

スライド番号の４０と４１です。ページ番号にしますと２１ページに詳しく書いてございますので、御参照いただければと思います。

先ほども申し上げましたように、クロマグロの来遊というのは、年によって大きく傾向が異なります。それによって都道府県ごとに配分量の消化の状況も大きく異なっておりまして、やむを得ずに漁具に入ったんだけど、これを放流するしかありませんといったような状態が続く地域もございます。また一方でたくさん配分はあるんだけど、消化ができないといったような状態で漁期を終了するという地域もございます。そこで、昨年の１１月までに終了いたしました水産政策審議会の下に設置されましたクロマグロ部会の報告書で、都道府県や漁業種類の間で漁獲枠を融通するルールを作るべきであるという御指摘をいただきまして、そのルールを今般定めたところでございます。

次のページに移っていただきまして、都道府県間もしくは漁業種類間での配分量の融通の基本原則というのを示してございます。まずは配分量の融通というのは、ここまでに何度も申し上げましたように、季節ですとか、地域ごとの偏りが大きなクロマグロの来遊に即して円滑に漁獲管理、漁獲可能量の有効利用をしていただくための取組でございます。この融通に当たりましては、まず融通をするもの同士の合意を前提といたします。等量、不等量、譲渡と、いずれも許容すること、そして融通の形態なんですけれども、小型魚と大型魚の交換、そして今管理期間と翌管理期間との間の交換、そして譲渡のいずれかによって行います。融通に関しましては上限値を設定しまして、融通後の数量はもちろん守っていただくかなくてはいけない、幾らでも融通して獲れるんだよということではなくて、しっかり守っていただくということは明示いたします。そして、他の都道府県に融通したことで一時的に配分が減ってしまった後に突発的な来遊があった場合については、国が留保を放出して対応をするというようなことを原則としております。

続きまして、その配分量の融通のイメージなんですけれども、１４ページの下図

です。我が国の漁獲可能量というのは基本計画において、まず大臣管理漁業と都道府県に分けられておりますので、それぞれの範囲の中で融通を行っていくことを原則と考えています。ただし、都道府県の中で調整がつきませんでした、大臣管理漁業の中で調整がつきませんでしたといった場合につきましては、要請があった場合水産庁が仲介をしようということになります。

次のページに移っていただきまして、具体的な手続、これは都道府県の場合なんですけれども、水産庁が年に3回都道府県に対して要望の調査を行います。この調査に基づきまして融通に参加する都道府県に、この結果を提供いたします。その後は、情報を受けた都道府県が個別に調整をされまして、協議が整った場合は、その旨を水産庁に御連絡いただくということになります。大臣管理漁業と都道府県との間の融通については、都道府県間の協議が整わない、そういう都道府県から要請があった場合に仲介を水産庁が行うということになります。ただ、ここに書いてある手続は水産庁が仲介をするというものでして、都道府県間で個別に協議をなさる場合は年3回に限らず受け付けいたします。そして、もし融通をした後、どこかの県に配分量をお渡した後に、来遊があったときはどうするのという御疑問もいろいろいただくんですけれども、その場合に関しましては他県に融通した分を上限として、水産庁が留保から救済をするということになります。融通した分は次の期に返していただくということになります。ここまでが融通についての説明でした。

次のページに移っていただきまして、これは融通の話とは少し違ってくるんですけれども、来期からできる新しいルールになります。実は、昨年12月にありました中西部太平洋まぐろ類委員会という、我が国を含めた北太平洋の国が参加するマグロ類の国際管理機関なんですけれども、ここで管理期間中に使用しなかった分については、その国の上限の5%の範囲内で繰り越すことができるようになりました。これを受けまして国内の管理についても、各都道府県の未使用分の5%を上限に次の期に繰り越せるようにするというようにしております。イメージはこのスライドの下にある

んですけれども、当初の配分が200トンのA県、B県、C県と考えたときに、左側のグラフのグレーの部分が配分のうちの使用した分、その上に載っているオレンジ色の斜線の部分が使わなかった分でございます。A県の場合は200トンの配分のうち10トン以上使わなかった分がありますので、この中の未使用分のうちの10トンを翌期に繰り越すことになります。B県の場合は、消化量が190トン以上になっていて、未消化分が10トン切っていますので、その分だけが、未消化分と等量の分だけ翌期に繰り越しになります。C県の場合は200トンきっちり消化していますので、翌期には繰り越しはなしということになります。これが第5期から加わる新しいルールになるんですけれども、先ほど、ここまでに御説明しました融通のルールですとか、繰り越しのルールを含めた第5管理期間の基本計画というのが、現在パブリックコメント実施中でございますので、御意見等ありましたら、そちらにもお寄せいただければと思います。

クロマグロに関しての説明は以上です。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

(伊藤委員)

福岡の伊藤でございます。

クロマグロの詳しい資料がありまして、後で見直しましても随分考えるところが多いわけですが、11ページの漁獲の状況についてお尋ねしたいと思います。

といいますのが、この瀬戸内海広調委の各県の割当量で、大体これを見ますと、上の表を見ますと、上限が0.1トン、そして実績が2月の時点で0ということになっております。これはクロマグロの生態に基づきまして、生態からいわゆる瀬戸内海に入ってくるクロマグロというのは非常に少ないということなのか、それとも例えば瀬戸

内海の各県におられる漁業者の方が、ひき縄あたりで外海まで含めて釣られる場合、そういうことを想定した上での上限枠といたしますか。要するに瀬戸内海で獲られることに対する枠であるのか、それとも瀬戸内海の各県の方が外海まで出て、釣られるようなことを想定した上の実績に基づくものなのか。その辺を教えていただきたいと思っています。

(山崎係長)

まず、クロマグロの生態として、その瀬戸内海に入ってくるということが非常にまれであるというのがまず最初にございます。そして、ただ、瀬戸内海の県の中にも外海に出て行って漁獲をされている方がおられる県もございます。ただし、その場合も多くの方が行かれるというのではなくて、1県にお一人方しかいらっしゃらないというようなことで、この配分、必ずしも十分というわけではないのですけれども、漁獲の実績も、もちろん考慮した数字になっています。

(山本課長)

補足させていただきますと、広島県では、日本海で漁獲されている方がいらっしゃいます。徳島県、和歌山県は、紀伊水道内海は瀬戸内海、外海は太平洋ということでちょうど境にあることから、どちらでも漁獲がなされておりますので、両県ともトン数の配分がされております。また上限が0.1トンの府県につきましては、実質的に漁獲はないですけれども、0トンという数量を管理するということはなかなか難しいということで、最低限の0.1トンという枠を配分させていただいているという状況になります。

以上です。

(今井会長)

よろしいでしょうか。

(伊藤委員)

わかりました。そしたら、今まで実績がない県については確か、今後承認しないと

いう話がありましたので、多分、今まで一度も釣ったことがない方は、実質釣れないということですね。結構です。

(今井会長)

よろしいですか。他にございませんでしょうか。どうぞ。

(武田委員)

資源の融通の話なんですけど、スライドで言えば19になるんですか。31年2月6日付の配分量という融通の実施というところなんですけど、小型魚の融通というのは、これ宮城県と福島県ですかトータルで9.1トンが千葉県に融通されると、これはわかるんですけど、その下の大型魚と小型魚なんですけど、これは小型魚3.1トンが千葉県と福岡県に融通されて、大型魚も同じ3.1トンが返されるということなんですか。

(山崎係長)

はい、そうです。

(武田委員)

そういった場合に、これ資源の管理でいかんとするならば、果たしてイコールなのかなと、だから尾数とかは違いますよね。そこらあたりはどう考えていますか。

(山崎係長)

この数量は、我が国全体としては変わりはありませんので、その我が国全体の数量というのは、もちろん資源に対するインパクトも考慮された上で決められている数字なので、その範疇を超越しない限りは、大きな影響はないと考えています。

(今井会長)

よろしいでしょうか。どうぞ、伊藤さん。

(伊藤委員)

先週、豊前海の委員会がありまして、そのとき福岡県のほうから説明を受けたんですけど、福岡の場合、小型魚を取る割合のほうが多いので、こういうやりとりをしま

したという説明はありましたですね。

(今井会長)

よろしくお願いします。

(岩本室長)

補足をしますと、日本全体としては大型魚と小型魚の配分量が決められておりまして、その中で動かす分には、特段、国際約束に違反するというものではないということになります。一方、WCPFC の場では小型魚から大型魚に転換することができるのですが、それぞれ別の話だと御理解いただければと思います。

(今井会長)

よろしいでしょうか。他にございましたらお願いします。

それではどうもありがとうございました。

次に議題5に移ります。北部太平洋海区大中型まき網漁業による試験的なサバ類個別漁獲割当（IQ）について入りたいと思います。本議題は、平成26年から29年の4年間水産研究教育機構が実施しました北部太平洋大中型まき網で試験的に行ってきたサバIQ管理に関する調査の取りまとめが行われましたことから、所管する太平洋広域漁業調整委員会のみならず、日本海、九州及び本委員会におきましても、その内容を説明していただくというものでございます。それでは中央水産研究所の金子研究員のほうから説明がありますので、よろしくお願いいたします。

(金子研究員)

御紹介いただきましてありがとうございます。私、中央水産研究所の金子と申します。今日、御出席をいただいている石田主幹研究員は瀬戸内海区水産研究所なんですけど、同じ研究機構の中で中央水産研究所、横浜にあるところから今日出席させていただいております。座って失礼いたします。

瀬戸内海ということなので、この内容について皆さん多分御存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、簡単に経緯も含めて全体の中で御報告をさせていただきた

と思います。私の方は資料の5番だけを使いますので、この資料をごらんください。

本日の報告の内容として、まず最初に、そもそも何なのかというところの経緯と目的について御説明させていただきまして、実際にどういう調査をさせていただいたのかということを簡単に説明した上で、結果ということで御報告をさせていただきたいと。それでこのIQ管理ということを進めていくにはどういうことを考えないといけないのかなというところを少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、めくりましてスライドの3番をごらんください。実は、2014年に水産庁の方で行われました資源管理のあり方検討会という、検討会がございまして、その中で北部太平洋大中型まき網漁業について、サバ類の管理をIQで試験的に行いましょうということが決まりました。もともと北部太平洋では、それ以前より自主的な資源管理の取組として、船団ごとに月別の漁獲の上限を決めるような「月別TAC」というような管理をしていたんですけれども、これをベースといたしまして、2014年に5隻、2015年漁期は、一応全船を使いましてIQということ試験をさせていただきました。IQのなじみのない方もいらっしゃるかもしれませんが、個別割当方式といいまして、漁船ごとに漁獲量の上限を決めるというような管理の仕方でございます。このIQ管理の試験は、実は既に終わっているんですけれども、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会さんの方ではまだ自主的にこのIQの取組を行っていらっしゃると思っております。

続きまして、この試験的な実施をした操業に関しまして、調査をさせていただいた我々のほうの内容について御説明をさせていただきます。まず、この試験の調査・分析につきましては、うちの中央水研の経営経済研究センターと現資源研究センターの両方で担当しております。分析につきましては、北まきのほうから受けた漁獲量ですとかQRYデータみたいなものを解析を行うとともに、北部太平洋大中型まき網漁業を行っていらっしゃる船主の方ですとか、船頭の方といったところから聞き取りの調査を行いまして、そういうデータを使わせていただいております。また、買受人の方

も結構いらっしやいまして、こういう方からもヒアリングですとか、アンケート調査をしまして情報を集めております。また、この試験に合わせまして補足調査としまして、道東沖で、実はサバイワシ操業というのを大中型まき網漁業でやっているんですけども、ここでも実はI Q管理というのを実施しております、この内容について補足的な調査を行っております。

続きまして、スライドの5番、結果のほうに移らせていただきますけれども、I Q管理をし始めまして、北部太平洋大中型まき網漁業なんですけれども、実は理事会のほうでI Q管理を実施するための操業ルールを非常に細かく決めております。管理の実効性を高めるためのルールづくりが行われておりまして、結果としてI Q管理に取り組んだ期間としては、北部太平洋海区のサバ類の漁獲枠は守られているという点でアウトプットコントロール、いわゆる出口管理としては非常に有効に機能しているのではないかと、我々は考えております。I Q管理という自主的な資源管理の取組を経る中で、計画的な操業を個々の漁業者が経験しておりまして、量から質という考え方が非常に浸透していると実感しております。ただ、その量から質という意識は浸透しているんですけども、実際として、理論上期待されるような経済的な効果というのは、理論と漁業との実態に少し乖離がありまして、十分に確認することができませんでしたという御報告になります。

理論としてどういう効果があるのかというふうにもいろいろあるんですけども、1つは、次のスライドの6番なんですけれども、品質の向上がするというような形がお話として理論上は言われております。ただ、実際には、この試験期間中の2013年にマサバの太平洋系群というのは卓越年級群、いわゆる非常にたくさん魚が生まれる年が出たわけなんですけれども、これが出たために非常にその後、しばらくの期間が小型魚の群れが非常に占有しているような状況が続きまして、そういった背景もあって品質の高い大型の魚というのを漁獲するのがなかなか難しかったと、そういうこともありまして、I Q管理を実施すると、その漁獲枠が限られていますので、いいものを獲る

ようになると言われているんですけれども、実際のところはなかなか品質を劇的に向上させるようなことを行うことは、なかなか難しかったということがございます。

それからもう一つ効果として言われているのは、もちろん量が決まって、それから獲れる分が決まっているのであれば燃油というようなものを減らして、できるだけ操業コストを減らすような取組が進むだろうということは理論的に言われているんですけれども、これも実はいろいろ事情がございまして、例えば燃油費の場合ですと、東日本大震災の被災で、ちょうどこの海域で操業する漁船が利用していました、その東北常磐の産地市場というか、加工場とかが被災した影響で、すごく受け入れ能力が低下してしまったと、そういったため漁業者の受け入れ能力に余裕のある、わりと遠くの港にも漁獲物を分散して水揚げするというようなことを、この期間行っておりまして、結果的にI Q管理というのを始めたんですけれども、その期間遠くに運ばないといけないというようなこともあって、必ずしも燃油費等の削減につながらなかったというようなことがございます。そういう意味では北部太平洋大中型まき網漁業が非常に特殊な状況がいろいろ発生したということもありまして、期待された効果というのは、この時点では十分に確認ができなかったというように結論づけさせていただいております。ただ、このI Q管理というのを進めていくと、もちろんいろんな一斉休漁とか、運搬船の規制とか、今の段階でも、結構インプット、それからテクニカルコントロールと言われているような管理というのを結構行っているんですけれども、こういったものの自主的な規制も含めて、そういったものが少しずつ緩和されていくようになると、より自由度の高い操業が実現できるようになりまして、固定費の削減ですとか、現時点では十分あらわれていないんですけれども、経済的な効果として出てくる可能性があるのではないかなと、我々は考えております。

続きまして補足分析の内容について御説明させていただきます。実は、北海道の道東沖というのは、もともとサバ、マイワシがずっと獲れなかったんですけれども、12年ごろから少しずつ漁場が形成されるようになりまして、この海域というのはもと

もと操業実績がなかったんです。大中型まき網漁業で獲るにも、その海域で持っている枠というのがなかったんです。そこへ全まきさんの方で、特別に漁獲枠を配分して、操業を少しずつ始めるというようなことが行われています。そうすると、皆さん限られた漁獲枠を多数の漁業者で公平に利用するというような意識が非常に生まれまして、自主的な個別割り当ての I Q 制度を導入していこうという機運になりました。この個別割当制度というのは、操業予定船団に対して、操業期間の漁獲枠を均等に分ける、均等割りの仕組みで行われております。

この取組としてどういうことが起きているのかというのが、次のスライドの 8 番なんですけれども、実際に、この北海道道東沖のケースですと、各漁船がもともとこの海域にいらっしゃる船じゃなくて、それ以外の海域の船がほとんど操業しているんですけれども、自分のタイミングでこの海域に来て、着業して、操業して、またその後に離れていくということが出来ますので、個別割当制度の利点である非常に高い、自由度の高い操業が実現しております。さらに同一の企業が保有する船団間ですとか、地元が同じ企業の船団間で、漁獲枠をグループ管理、具体的にいうとグループ内で融通できるような仕組みを導入しておりまして、この仕組みがなかなかうまく機能していると。どういったことが起きているのかと言いますと、次のポツなんですけれども、もともと大中型まき網漁業というのは一回の投網で網に入る漁獲物が多いので、結構漁獲枠をぎりぎりまで使うことって非常に難しいというんですけれども、このグループ管理の仕組みを導入している、若干でも融通できるようにしていることで、この道東沖の漁獲枠については、うまく消化することができているということで、非常に極めて高い消化率を実現していると。具体例として 2018 年度のケースですと、道東沖のマイワシの漁獲枠は何と 99.88% という割合で消化ができているという点で、非常に特筆すべき点だろうと思っております。そういう意味では道東のケースは個別割当制度を実施しておきながら、なおかつグループ的な管理もできるという仕組みを導入しておりまして、漁獲枠を最大限活用できているという点で、今後の I Q の取組

において非常に参考になるのではないかなと考えております。

最後に総括といたしまして、まき網漁業でいろんなところで取り組まれている事例から見て I Q 管理という点で活用できるかということで御報告させていただきますと、まず、我が国の大中型まき網漁業では、自主的な I Q 管理ですとか、あるいは I Q 管理と他の管理手法を組み合わせた管理を実施しているというケースが結構ありまして、T A C を遵守するためのアウトプットコントロールとして有効に機能していると考えております。大中型まき網漁業のケースでは、関係漁業者が協議を重ねて、操業実態に合わせたルールづくりで柔軟な対応がはかられております。そういう意味では限られた漁獲枠を最大限に利用するような工夫というのは、今後、我が国でこの I Q 管理というような管理を進めていく上では参考になり得る事例なのではないかなと考えております。

ただ、10 番にありますように経済的な効果というのは、資源とか、漁業とか、流通の実態によりまして、理論上期待された効果があらわれない場合もあり得ると考えております。ただ、I Q 管理導入が進んでいって、その既存の入り口規制の何かの、いわゆる規制緩和とセットにしていくことによって、現時点ではあらわれていないような経済的な効果も出てくるのではないかなと考えております。さらに、その I Q 管理を進めていく上で、その買い受け人ですとか、ステークホルダーの賛同も広く得ていったほうがいいと考えておりまして、その個々の漁業者の漁獲枠ですとか、消化状況ですとか、あるいはそういう I Q 管理にかかる情報についても積極的に開示していくと理解を得やすいのではないかなと考えておりまして検討したらどうかということと考えております。

以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ、伊藤さん。

(伊藤委員)

今、ずっと文言で説明を受けまして、お聞きしたんですけど、I Qというの一つは数量管理的なものでしたよね。それでこのスライドで今説明されたんですけども、このあたり数量的なものが表なり、実際の漁獲枠が、I Q管理がどの程度の資源に対してなされるのかという、その辺の話というのは具体的にお聞きできないのですか。

(金子研究員)

まず、具体的にどのような数量で管理がされたかというのは、一応、これは概要です。ので、別に報告書を現在作っておりまして、こちらのほうでは、一応過去の漁獲量の状況ですとか、そういった情報が出るように今進めているところなので、それを今後公開された場合は、御確認いただければ、内容の御理解いただけるかなと。

それから、あくまでも資源に対してどのように寄与したかということになるわけですが、これT A C管理ということを基本といたしまして、それをうまくコントロールするためのI Q管理という形になっていますので、そういう意味ではT A Cを遵守するということができるのであれば、当然それに合わせて資源に貢献していくと考えていただけたと思います。

(伊藤委員)

報告書を楽しみにしています。ありがとうございました。

(今井会長)

どうぞ。

(梅田委員)

参考にお聞きするんですけど、この北部太平洋まき網の方たちのI Qということですが、この配分量を決めるときに何かトラブルとか、スムーズにいったとか、何か結局、今は水産庁さんも沿岸部分もI Qやらを導入していこうということで、その配分というのがいろいろ問題になってくると思うんですけど。北海道は、平均は何とな

くわかりやすいですけど。

（金子研究員）

北部さんは月別に一定の数量を皆さんで均等に分けるような形でされています。ですから10月は1,200トンとか、そういう形で一隻あたりの漁獲量を決められるというような取組をされております。ですから、そのある程度、均等割りという考え方でとりあえず現在は進めているというところですよ。多分、その漁業の実態に合わせて、適切な配分の仕方というのは変わってくると思うんですけども、そういう意味ではIQの管理をしていく上では、その漁業の実態に合わせた配分ルールを考えていくということは非常に重要なのかなと考えております。

（今井会長）

よろしいですか。他にございませんでしょうか。

ございませんでしたら、どうもありがとうございました。

次に、議題の6ですね。平成31年度資源管理関係予算につきまして、水産庁のほうから説明をお願いしたいと思います。岩本さんよろしく願いいたします。

（岩本室長）

資料6を御準備いただけますでしょうか。

平成31年度水産予算概算決定の主要事項ということで資料を準備させていただいてございます。冒頭御挨拶でも申し上げましたとおり、水産改革を後押しするというところで3,000億円を超える予算を計上させていただいているところでございます。中でも、新たな資源管理システムの構築について、項目ごとに御説明をしていきたいと思っております。

まず、新たな資源管理システムを構築していく上で、資源調査、資源評価が大事になってきます。資源評価・調査については、国際的に見て遜色のないものにしていくということで予算を計上してございます。この中ではMSYというものを達成していくための資源調査・評価に必要なものを計上させていただいてございまして、政策目

標一番上の括弧の中に、資源評価対象魚種の拡大ということで、平成30年度50種のものを、平成35年度までに200種程度に拡大していこうという目的をたてております。

続きまして、資源管理導入円滑化等推進事業でございます。今後数量管理を含めた新たな資源管理措置への移行を行うわけでございますけれども、その際に厳しい資源管理を行っていく上で、減船ですとか、休漁措置を必要とするということも必要になってくると思います。そのための予算も計上させていただいているところでございます。また、漁船漁業だけではなくて、加工業者、後背地に対する支援もこの中で対応させていただこうと考えてございます。

次が、漁業経営安定対策事業でございます。平成23年から実施しているところでございますけれども、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁業共済・積立ぶらすを活用して収入安定対策を行っています。また燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策としまして、漁業経営セーフティネット構築事業を合わせて実施している状況でございます。

次でございますけれども、スマート水産業推進事業でございます。事業イメージにありますように、いろいろなデータをフル活用しているというところでございます。環境データ、操業データ、水揚げデータ、また漁獲のデータを集めまして資源評価の精度向上や資源評価の対象魚種の拡大につなげていこうということで予算を計上してございます。

続いて、EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業でございます。資源管理の高度化をはかる上で必要だということでございます。事業の内容としましては、TAC対象魚種になっております漁獲情報の収集、そのシステムの維持に必要な予算、またこの中ではクロマグロに関する予算もありまして、今厳しい資源管理をさせていただいている中で、定置網におきましては、大型のクロマグロや大量に入網した小型のクロマグロの漁獲の抑制にかかる技術開発を支援する予算を盛り込んでおります。またクロマグ

口の管理を行う上では、管理に必要なマニュアルの作成、指導に必要な経費も支援しようと考えてございます。また、先ほど御説明もありましたとおり、I Q方式の試験的な導入を行う実証調査に必要な経費についても、計上しているということでございます。

こういったことを踏まえまして、我が国の資源管理体制の円滑な実施に対して支援していく予算を計上させていただいてございまして、国会のほうで御審議いただいている状況でございます。

私からは以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次に議題の7のほうへ移ってまいりたいと思います。議題の7は水産政策の改革についてということで、水産庁のほうからお願いいたします。

(藤田企画官)

水産庁企画課の藤田と申します。では、水産政策の改革について担当しておりますので、御説明させていただきます。

説明はパンフレットを基本に説明いたします。現在ですけれども、昨年12月に、この法律が成立しまして、現在はその内容を全国の皆様方に説明すべくお時間いただいたところには基本全部回るという形で説明はさせていただいております。今日は、このパンフレットの中でポイントをかいつまんで説明しつつ、今までの全国を回らせていただいた中で、いろいろな御意見をいただいております。特によく聞かれた内容などを合わせて御説明できればと考えております。

この法律はちょっと中身に入る前に、今の状況を申し上げますと、昨年12月に法律ができて、法律の中には2年以内に新しいこの制度をスタートすると書いてあり

ます。2年後ということになるので、ちょうどオリンピックがある年にスタートするということになる訳なんですけれども、今、繰り返しですが、全国に御説明させていただくとともに、政省令です、細かいレベルの段階の検討に移っております。全国で御意見をいただきながら、細かいものを作っていくながら、キャッチボールをしながら進めていくと、そういう段階でございます。

それでは、まずパンフレットのほうに移りたいと思いますので、1ページ目と2ページ目をお開きいただきたいと思います。この2つのページで資源管理についてのお話を書いてあります。今回の水産政策の内容を大きく分けて資源管理の話と、それからもう一つは漁業者の皆様方が減少、高齢化していくという現状がある中で、どうやって浜の漁業を活気づけていくかという、そういう大きな二つの課題があるのですが、そのまず前者のほうの資源管理ということになります。先ほどから、既にTACとか、IQとか、話が出ておりますので、ポイントをかいつまみたいと思いますけども。

まず、1ページ目、一番上段のほうに文章で書いてありますが、特にポイントとなっているのを抜き出して申し上げますと、下から3行目当たりになるんですけども、これからは新しい資源管理システムということで、できるだけそのTACを設定する魚種をできるだけ増やしていこうと、そっちを軸足に移していこうということで、TACを基本とする新たな資源管理システムを構築するというのがポイントになるかと思っています。

じゃあ一口にTACを設定すると言ってもどのように設定するのかという、次、考え方になるのですが、それが下にグラフが書いてありますけれども、これはサバを例にとったグラフでございますが、青い点線が親の資源の量です。これまでのTACの設定の仕方というのは、この黒い点線にありますように、これを割り込んでしまったら乱獲に当たるのだというような水準、最低水準をできるだけ割らないように毎年のTACを設定するというのが今までの考え方だったんですけども、これからは、この赤い点線にあるように少しでも潤沢に資源を回復させて、それで、その状態を維持、

していこうと、そういう考えのもとで毎年のTACを決めていこうという、そういう考え方の転換も行っていこうというのが、今回の改革の内容になります。

そして、次の2ページ目になりますが、その毎年決めたTACをどのように守っていくかという話でございます。今、TAC、もう釈迦に説法、皆様になりますけれども、全ての大きい枠をあらゆる漁業者さんの漁獲を一括で管理するというやり方で行っているんですけれども、そうすると早獲り競争になったり、後は他の方の漁獲によってストップがかかったりという、そういう状況も見受けられることになりますので、一番文章の冒頭にありますけれども、TACを漁業者、または漁船ごとに割り当てていくIQ制度というものを導入していこうと考えています。メリットとしては、この①とか、②に書いてありますとおり、確実な数量管理ができたり、計画的に枠を使っていくことができると、そういったようなメリットがあるのではないかと水産庁としては考えています。

このIQなんですが、準備が整った漁業、海域から導入するということで考えております。準備が整うというのはどういう状況かということですが、もちろん個々の漁業者の方々の漁獲量を正確、迅速に把握する体制が必要になりますので、そういうことができたものからという意味でございます。さらに青い枠で囲みましたが、概要というところをご覧くださいなんですけれども、特定の魚種、漁業種類、操業区域の区分において、船舶ごとのIQを導入すると書きました。これはつまり、ある魚種、例えばサバならサバというものをぽんと入れて全国一斉にIQを入れるとか、そういうことではなくて、特定の魚種、そして漁業の種類、操業の区域、例えばサバであれば日本海側と太平洋側を分けますよと、仮にさらにその日本海側について、まき網とそのほかの漁業を分けますよという形で、細かく区分を切っていつてできるところからIQを入れていこうと、そういう考え方です。そういう準備が整わない場合は、2個目のチェックにありますけれども、従来どおり漁獲量の合計による管理ということでやっていこうということでございます。そして3つ目チェックつけまし

たけれども、I Qの移転です、枠の移転に関しては自由にどんどん枠が移転できるということではなくて、船の譲渡と合わせてやる場合など、その一定の場合に限定しながら、ここはしっかり国としても見ていこうという考えでございます。

全国に説明に回っておりますと、結局のところ、どこからI Qが入るのだという御質問をたくさん受けるんですけれども、そこは中ほどの実施に当たっての配慮というところを見ていただきたいんですけれども、今の水産庁の考え方としましては、大臣許可漁業のような大きい漁業から順次入っていくんだらうということで、想定しております。次のポツにもありますが、沿岸漁業については、まず、そのI Q導入を云々する前に、多種多様なものを獲られておりますし、船舶の数も多いという状況にありますので、資源量の把握をしっかりするんだと、こっちをまずちゃんとやった上で、その上で準備が整ったものがあるとすれば次第、次第に導入の可能性を検討していこうと、そういう丁寧にとにかくやっていこうということで、水産庁としては考えているところであります。

最後に補足ですが全国を回っておりまして、他によく聞かれる意見としては、漁獲量の割り当てをどのようにやっていくつもりなのかということをよく聞かれます。過去の実績だけで、紋切り型だけで配分するのではないかなというようなことも聞かれるんですけれども、ここはきちんと客観的に基準を作って、関係者の皆様の御理解を得て進めるということを考えたいと思いますし、それから全国で零細の漁業者さんとか、新規の漁業者にもきちんと配分で配慮すべきだという御意見もいただきますので、そこもきちんと考慮しながら配分するということをやっていきたいと思っております。

以上が資源管理の話です。

次にめくっていただきまして、3ページ、4ページあたりですけれども、漁業許可制度、そして漁業権のお話でございます。ここからはテーマとしては2つ目になりまして、漁業者の皆様方が減少、高齢化する中でどうやって漁業の活気を維持していくかという、そういう観点での見直しになります。

まず、3 ページ目の漁業許可制度の見直しであります。こちらは大きく分けてポイントが2 点あります。1 点目は3 行目あたりにあるんですけれども、そもそも漁業許可制度自体はできるところは柔軟に対応していけるようなものにしようということでもあります。できるだけ漁業をやりやすいようにしたいと、そういう思いでございます。一例で言えばその許可の出し方、そのタイミングなどをできるだけ柔軟にすることということであります。

そしてもう一つのポイントが2 点目、またというところ以下に書いてありますが、できるだけ若者の皆様に、若い方に漁船漁業にどんどん就業していただきたいと、そういう思いもありまして、漁船の安全性とか、居住性とか、作業性を高めていきたいと、そのためには、やはり船舶の大型化というものを考えていかなきゃいけないんじゃないかという思いで、それができるような制度にしていこうということでもあります。ただ、その船舶を大型化すると言いましても、これはやみくもに進めるものではございません。中ほどに実施に当たっての配慮というところがありますけれども、操業期間や区域などなど、きちんと国が責任をもって資源管理の実施とか、紛争の防止そういうものに問題がないようにきちんと対応をするということ、そしてその上で漁獲物の相当部分にI Qが導入された船舶、つまりI Qでもって数量がきちんと管理されるような船を対象として、国がきちんと調整をした上で大型化を進められるものは進めていこうと、そういう考え方でございます。全国を回っておりましてやはりよく聞かれるのは船舶の大型化について脅威だというお声をたくさんいただくんですけれども、私どもの考え方としては今、実施に当たっての配慮のところに書いたようなこととでございますということを丁寧に説明するようにさせていただいております。

次に4 ページ目でございます。漁業権制度の見直しとありますが、こちらは文章の3 行目あたりからが、ここに狙いを書いております。地域差はありますけれども、やはり減少、高齢化が進むという中で、利用されない漁場というものも地域によっては出てきております。そこで浜をどう存続させていくかが課題となっていると、こうい

う中で漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の方々の漁場利用をまず確保すると、その上で利用されなくなった漁場については協業化、そして新規参入などを含めて水面を、引き続き総合的、つまり余すところなく使っていただく、そういうようなことを考えたいと思った次第です。

そこで漁業権の免許の仕方のルールを見直したということでもあります。下の表をご覧いただきたいんですけども、共同漁業権、定置、区画と3つあります。共同漁業権については、現行も目の前の漁場は漁協さんがしっかり管理するという従来からのとおり、今後もそこは一切変わることはなく漁協さんに共同漁業権は免許するということは変わらないということでもあります。定置、区画については、これまでは漁業者さん、そして漁協さんに免許されていたところでありましたが、その免許の内容も法律で優先順位という形できちっと決めてきたということでもあります。ただ、この優先順位を決められた当時の背景として、やはり実際に漁業をしない方に免許が行われていたという実態がありますので、こういう規定が設けられたのですけれども、今はそのような昔の悪い慣行というようものは少しなくなっているということが一つ、それから優先順位が逆にあることによって、下の順位の方が一生懸命やられているのに、上の方が手を挙げてきたことによって、この漁場を明け渡さなければいけなくなったという事例も、実は実際に発生しておりますので、その点を踏まえ今後、今後という欄にありますが赤字のように既存の漁業権をもっておられる方が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その方に優先して免許をすると、そういう実態に着目したルールに変えたということでもあります。この適切かつ有効について、たくさん御質問などをいただくわけであります。ここは特にかみ砕いて全国いろいろ説明しているんですけども、一言で申しますと、資源管理とか、漁場の使用に関するルールをきちんと守っていただければ適切かつ有効ですよと申し上げるようにしています。あと、今回漁業法の改正の中で、そのようなちゃんとやられてないよと思われるような場合に、知事さんが指導とか、勧告ができるという、そういう規定を、今回新しく漁業法

の中に盛り込みました。その仮に指導とか、勧告を受けた場合に、その指導勧告に従ってきちんと行動を直していただく、元通りにしていただいた場合には、適切かつ有効が続くというような形で運用していくというような考え方で、今検討しているところでございます。概要の水色の欄を見ていただきたいんですけども、ポイントと申し上げますと上から2行目になりますが、共同漁業権の話は、先ほど申し上げたとおり漁協、漁連にのみ免許されるということであります。3つ目の定置、区画漁業権については適切かつ有効に活用されている既存の漁業権者さんに優先して免許しますというのも、これも今、表で申し上げたことでございます。次ですが、それ以外の場合、例えば新しい漁業権を設定したり、それから今やっておられる方が、次の切りかえのときは手を挙げないよといったような場合ですけども、そういう場合は地域の水産業の発展に最も寄与すると認められるものに免許すると法律では規定いたしました。よくこの部分をとらまえて、外部の人、地域外の人のかつ地域外の企業に免許をする、そういうための法律だなと評されることがあるんですが、そういう我々の立法の意図としては、そういうのは全くなくて、本当に文字どおり法律上このようにしか書いておりません。つまり地域の外を優先するとか、個人よりも企業を優先する、そういったような規定は一切ございませんで、地元の人にとって、地元の方々にとって一番いい方に免許してくださいと、そういう規定にしているところでございます。

全国を回っておりますと、少し御意見を紹介させていただきますと、漁業権に関しては、例えば漁協に今免許されていて、組合員さんがどんどん減っていったって、例えば半分ぐらいになってしまった場合に、適切かつ有効と言えるのかという、そういう御質問をよく受けました。ただ、これは我々の答えとしては適切かつ有効というのは、あくまで漁場の利用の状態を見るので、組合員の数が減ったからといって、適切かつ有効に活用されていないということを判断はしませんよということを申し上げております。このほか、例えば経営が赤字だった場合に適切かつ有効になるのかどうかとか、その関係はどうだと聞かれるんですが、そこも同様に経営が赤字だからといって適切

かつ有効になっていないよということは判断しないということを申し上げております。そのあたりが一番よく聞かれるところでございます。

あとは、次5ページ目、6ページ目あたりになりますが、ここら辺はポイントだけ申し上げます。5ページ目は新しい沿岸漁場管理制度という制度でして、従来から漁協さん中心にやっていただいております赤潮とかの監視だとか、そういう沿岸漁場を保全していく、守る活動、これをできるだけ長くいい活動を続けていっていただけるように、都道府県知事に認可を受ける形で、沿岸漁場管理規定というものをつくっていただいてオープンな形で活動を続けていけるような仕組みをつくったということでございます。ここについては、まだ我々の説明もうまくできていない部分もあるのかもしれませんが、これは強制的な制度なんですかとよく聞かれるのですが、これは強制的なものではなくて、あくまで、うまく活用してくださいということをお願いしているような実態でございます。

次6ページ目ですけれども、密漁対策ということで罰則の強化をいたしました。特に、今回ポイントになったのはナマコとか、アワビなどを想定する特定の動植物を、権限なく獲る者に対して採捕禁止等違反罪ということで、3年、3,000万という高い罰則を設けました。合わせて採捕する者だけではなくて、密漁品だということを知って、そのものを譲り受けたりする場合にも同様の3年、3,000万が適用されるという新しい罰則をつくりました。その他、無許可漁業の罪などについても罰則の高さを引き上げたということをやっております。

次ですけれども、7ページと8ページ目、最後ですがお開きいただけますでしょうか。漁協制度の見直しということで、合わせて漁協制度の見直しも行っております。青い枠を見ていただきたいのですが、今回できるだけ漁業者さんの所得を上げるために漁協の販売事業、今もう既にたくさんやっていただいていることは十分に承知しておるんですけれども、さらにうまくやっていただきたいという思いを込めて改正をしたということです。青い枠の中にありますが、漁協は、漁業所得の増大に最大限配慮

しなければならないということを法律の中に書き込みました。そして合わせて販売事業を行う漁協さんには、理事のうち一人以上は水産物の販売に関して実践的な能力を有する方を登用してくださいということをお願いしました。これは下の実施に当たっての配慮に書いてありますけれども、外部からプロの人を連れて来てくださいということではなくて、内部登用も可能ですよということを申し上げているところでございます。全国を回ってよく聞かれる意見としては、これはいつから置けばいいのかということ聞かれるんですけども、これは漁業法が施行されて後、そこからさらにプラス3年、その後の猶予をもって、その後に開かれる通常総会から置いてくださいということをお願いしております。

最後になりますが8ページ目でございます。海区漁業調整委員会の委員の選出方法の見直しということであります。ポイントは、このためという4行目です。漁業者の代表を中心にすえた組織であるという、その基本的な性格を維持しつつ漁業者の方、漁業従事者の意見をきちんと反映できる委員会とすると、そのために委員の選出方法のほうの見直しをさせていただきましたということです。青い枠をご覧くださいんですけども、2つ目のチェック3行目になりますが、委員さんは、今後漁業に関する識見を有する方から、都道府県知事さんが任命するという形にさせていただきました。知事さんが一方的に好きな人だけ選ぶのではないかということの懸念も当然ありますので、ちゃんと議会の同意を得てくださいということで、横から見ていただく形にいたしました。合わせて委員の定数は15名、これまでどおり原則15名なんですけど、条例で10から20の範囲内で増減を可能といたしました。3番目ですけども、委員の過半数は漁業者、漁業従事者でなければならないとしまして、漁業者中心という性格をきちんと維持した次第でございます。このほか知事の選び方についても地区、漁業の種類に偏りが生じないようにしてくださいといったことだとか、一番下のチェックになりますが、委員の選任に際しては事前にその漁業者、そして漁業者団体による推薦や応募を行ってくださいと、その結果を取りまとめた上で公表して、それを尊

重して知事さんはそこから選んでくださいということが義務ですよということを法律の中に書き込んだ次第でございます。

最後になりますが、その実施に当たっての配慮というところで、この新しい海区漁業調整委員制度は、法律の施行が平成32年のどこかでスタートするんですけども、この海区漁業調整委員についてはさらに猶予を取りまして、平成33年の4月から実施するというで法律の中に規定したということでもあります。

以上、すみません、駆け足になりましたけれども、ポイントと、あと全国でよく聞かれたお話についてさせていただきましたので、また御質問ありましたら、是非よろしくお願い申し上げます。

(岩本室長)

続きまして、資料の7-3をお願いいたします。

新たな資源管理システムを今後導入していくわけですけども、資源評価手法がどうなるのかについて、現状の検討状況をお示ししてございます。スライド番号2をお願いします。

まず、資源評価というものは一番上の枠にありますように、見直しを行うことになります。その具体的な資源評価の見直しのポイントを、次の四角の中に書いておりますけども、その下の現行と今後というものを見ていただくと、どう変わるのか一目でわかるようにしてございます。これまでは資源管理の目標がなかったわけですが、今後は資源管理の目標を提示していくことになります。目標を2つ作るということで、まず一つは、パンフレットのマサバが載っているところですけども、目標管理基準値としてMSYを達成できるもの、限界管理基準値として乱獲を防ぐための基準でありまして **Blimit** と呼ばせていただいております。具体的に目標管理基準値のMSYの達成できる資源水準というのが何かということが、次のスライドの3番にございます

左下の図が親魚量と長期的にどれぐらい漁獲量があるかというのを示したグラフで

すが。最初は親魚量が増えれば勢いよく漁獲量も増えていくわけなんですけれども、あるところを超えるといっぱいになってしまうので、漁獲量も減っていくという形になります。こういった山型のグラフになりますが、一番頂点のところを結んだところがMSYということで、最大持続生産量となります。このMSYが得られる親魚量を、今後目標管理基準値として検討していくというものでございます。右上の図に移りますが、環境がいいときは、この山が大きくなり、環境が悪いと山が小さくなるということで、MSYの数字も変わるということになります。3ページの四角の中にありますように、現在及び合理的に予想される将来の環境の下で決めていくということで、検討を進めているところでございます。

また2ページに戻っていただきまして、限界管理基準値として、**Blimit**を提示ということがあります。

これについては、スライドの7をお願いいたします。**Blimit**の出し方というのが幾つかございまして、先ほど説明しましたMSYの絵で、MSYのレベルから左のほうに青い曲線が下がっていったときに大きく減っていくところが出てきますので、それを**Blimit**と提示する手法、大体これがMSYの0.6になると考えてございます。また別の手法では、右下の図になりますけれども、親魚の量と加入量というものがありますが、幾つか点々があって、これが実際のデータに基づくプロットですが、直線を引いてみますと、ホッケーのスティックのような形になるということで、ホッケースティック型と言ってございます。緑の折れ線が折れ曲がるところが、親魚量と加入量の減少が始まるところになりまして、この親魚量を**Blimit**にするという手法があるということを紹介させていただいてございます。

また、現状の資源の状態から、目標管理基準値にもっていくということをするわけですが、スライドの8をお願いいたします。漁獲圧力が縦軸にあり、MSYを達成できるような漁獲圧力というのが一番上の F_{MSY} になるわけですが、ここのレベルで漁獲圧力をかけるよりは少し下げた状態で漁獲圧力をかけたほうが良いということで、

ベータという係数をかけたものを、望ましい漁業圧力としてございます。①のラインから、②に差ししかかるところに **Blimit** がございますけれども、**Blimit** から **Bban** のところに移る際には、親魚量が減少するのに合わせて、漁獲圧力も減少させなければならない。また禁漁すべき水準が **Bban** ですが、**Bban** を下回った場合には漁獲をなくす。こういった管理の方法についても、事前に関係者の皆様と話し合った上で、資源管理を行っていこうと考えているところでございます。

次に、スライドの9でございます。資源評価結果をお示しするものでございます。現状が左下の部分でございます。資源量の指標値というのがあって折れ線グラフのようになりますが、水準がまず高いのか、低いのか、真ん中なのか、また今後増えていくのか、横ばいなのか、減少していくのかをお示ししております。先ほどサワラの部分でも御説明があったと思いますけれども、今後は、その右側にある資源水準と漁獲圧力を示した神戸チャートで示していこうと思っております。

まず資源水準が、**MSY**の数字に比べてどうなのかというのが横軸、縦軸が漁獲圧力が**MSY**水準に比べて高いのか、低いのかというものをお示します。この中にある折れ線のグラフが、現状の資源の状態がどこにあるのかを示しています。緑のエリアにあるときは漁獲水準もよく、漁獲圧力も適正ですけれども、これが赤い部分になると、**MSY**水準未満で資源の状態が悪く漁獲圧力もかけ過ぎとなります。こういうものをお示しして、今の資源の状態を御認識していただいて、資源管理を行っていくという内容に変わっていくことになります。今後、資源ごとに示していくことになりますが、今日は、概念的なところを御説明させていただきました。

私からは以上でございます。

(今井会長)

どうもありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。どうぞ。

(濱松委員)

今、水産庁のほうから説明は聞いたんですけど、なかなかわかるような話で、私らちょっと雲の上のような話に聞こえるんです。実際、この瀬戸内の我々零細漁民は、我々漁師より、今、プレジャーボートが相当資源量をもっていきよる。こういうところを水産庁の方はどのように考えておるか。我々、私は三原なんですけど、三原やっさタコというようなブランドにして一生懸命資源保護しながら、そういう活動をしている。そういった資源を、こまいタコが生まれたら、プレジャーボート並びにそういう水産物を獲りにくる漁師以外の人、そういう人には一つも罰則がないんよね。我々は悔しい、生活を守ろうとしとるのに、ちょっと違反すると区域違反とか、罰則がこういうふうについてくる。そこらあたりの多少は考えてもらいたいと思います。

(岩本室長)

御意見ありがとうございます。漁業者だけに資源管理を押しつけるということではなくて、クロマグロ等でも行っておりますが、遊漁船ですとか、プレジャーボートの方々にも、漁業者の皆さんがどういうふうに資源管理に取り組んでいるかということをお知らせして資源管理に協力していただくということが大事だと思っております。そのために、どういった形で広めていくかについては、また皆さんの御意見も伺いながら一緒になって進めていきたいと考えてございます。

(今井会長)

よろしいでしょうか。

(濱松委員)

現状を見てもらいたいような気がするんやね。我々瀬戸内で商売しよるこの11県、サワラを含めて、時々寄って話をすることがありますけど、プレジャーボートの数が漁師の5倍ぐらいおるんじゃないですか、漁船の。それぐらい量があつて、我々が何ぼ資源を守っても、資源を増やしても、そういうような活動をしよるんですけど、やっぱりある程度そういう素人さんの規制をしてもらいたいような気がしますので、もう

少しきつい、そういうところを要望します。

(岩本室長)

遊漁者等に対して説明をし、理解をいただくことが必要になるわけですが、状況に応じて何らかの措置をしなければいけないとなれば、考えられるものとしましては委員会指示ですとか、調整規則で規定するという手段もあろうかと思います。これについては、段階を踏んで対応していく必要があると思いますので、個別具体の事例について、この場でも御議論いただければと思います。よろしくお願いいたします。

遊漁者に対して説明をし、理解をするというのが必要になるわけですが、それでも状況に応じては、今お話のあったように何らかの措置をしなければいけないと、今考えられるものとしましては委員会指示ですとか、あと調整規則で規制するという手段もあろうかと思います。これについては、段階を踏んで対応していく必要があるのかなと思いますので、また個別の具体の事例について、またこの場でも御議論いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(濱松委員)

こっちこそよろしくお願いします。

(今井会長)

よろしいでしょうか。他にございませんか。どうぞ。

(服部委員)

水産政策の改革のポイントのところで説明いただいたんですが、区画漁業権、養殖のところなんですけど、ルールを守って適正に利用しよるところは優先されると、これはわかるんですけど、地域によって差はあると思います。漁業者が減って利用されない、利用されてない漁場、ここへ他の地域とか、新規参入を含めてというような文言がありますが、そうせざるを得ないと思うんですが、そこらは組合によって浜によって事情は違うと思うんですが、この今の現状、魚類養殖、ブリ類14万トン、これまだ前年より若干下がったんです。マダイは7万2,000トン、これは前年並やと

思います。こういうところで国のほうの指導で、こういう価格を安定させるためという事で、こういう指導をされておる中で、養殖、今の全国の漁業者がやっておる中で、新規参入をここでやらなきゃならないとか、この制限をして、今、漁場を遊ばせてでも、漁具を遊ばせてでも皆さん制限して事業をやっておる、そういうのを無視して、ここは漁場がすいとるから新規参入で、大手企業何かが手を挙げた場合に認めていったら、その区域が認めていったら、この14万トンとマダイ7万2,000トンというところの関係は、どういう判断を水産庁は考えておられるのか、これを詳しく、今の既存の養殖業者に説明をしてあげてほしいなと、ここだけが一番皆さんひっかかっているところだと思うので、一つ何か意見があったら言ってください。

(今井会長)

よろしくをお願いします。

(藤田企画官)

ありがとうございます。まさに全国回って、先ほど申し上げませんでしたけれども、今のような御意見をたくさんいただくところでございます。

我々として、まず2つ、今お話して思うところ、申し上げたいところとしては、一つは新しいこの区画漁業権を、例えば設定したりだとか、あいているところについてどうするかという扱いをするときに、そのあいてます、じゃあどんどん入れましょうということではなくて、そこも地元の合意を得ながらしっかり丁寧にやっていく必要があるということは、まず大前提として思っているわけです。したがって、例えば仮にあいた漁場があるとすれば、そこにどういう漁業権を設定、新しいもの何なりを設定していくかということについては、都道府県知事が海区漁場計画というものを作るんですけれども、その海区漁場計画を作る段階でちゃんと今、既に漁業をやっておられる漁協さんだとか、関係する漁業者の方々にきちんと意見を聞くということは法律の中に書きました。それと加えて、今の漁場の利用の仕方がきちんと調整をつけてやると、具体的にいうと、その漁業調整に支障が生じるような形で、新しい免許それか

ら区画などを作っちゃいけないということも法律の中に書きましたので、そういう中できちんと地元にとっていい形で進めていくという声は、まず一つあるかなと思っています。

それと、あと生産量との関係について言えば、これはまだこれから検討していく話になるんですけども、養殖に関する、まさに戦略というか、そういうものもきちんと合わせて作っていかうということを、この水産政策の改革の中で水産庁としては打ち出しております。具体的にもっと外の、海外の市場を取っていけないかというか、そういうふわっとした話になりますが、そういうことについてもしっかり考えていきたいというふうに、合わせて考えたいと思っています。これはしっかりこれから検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

（服部委員）

多分、答えは大体わかっている。海外へというようなことで誰しも考えること、ただ今の既存の業者でも海外へは一生懸命努力して、我々もう10年も前からシンガポール、中国へ一生懸命行ったんですけどだめだったんです。全漁連もシンガポール行ったのを撤退したということで、これを一生懸命やっておる中で今、もう既に海外へは大手企業あたりはどんどんやっておるところなんです。そんなにこれ以上どんどん一気にそう増えるようなものではないと、このように思うので、今の私自身は言われたのはわかる。漁場はどこでもではなしに設定するについて新規のものに、あるところで、すいたところへというようなことを考えるようになると思うんですが、それでもこの権域は増えんけど、こっち側は増える。どこでも増えても一緒なんです。全国で14万トンという制限をされているもので、一つの県でこれだけですよというものではないんです。それなのに新しいものを認めるというのはどうしても私は理解できないので、国の人が一生涯懸命考えてやってくれるということなんでしょうけど、そこは我々漁業者、今の既存の養殖業者としては何ぼしても納得できないと思う。ここだけを一つ、今の養殖業者が納得できるような取組方をしてほしいなと思います。

今、既に大手企業さんどんどん入っているんです。どっかの組合に入ってやられている、それは一つの企業が入ったら、一つの権域より一企業のほうが多いぐらい養殖されてもですね。そういうのが一つ入ったら、2つ入ったらって止めようがなくなつて、この養殖業というものが成り立たなくなるんだろうなと、こういう心配があるので、そこらだけは十分判断して取り組んでいただきたいなと、これからまたいろいろと小さいことを決めていくんでしょうけど、その決めるときに、我々も、もっともつと言わないかん、小さいことに目を光らせて、意見を言わせてもらわないといけないなと、このように思っております。一つ十分考えて取り組んでください。

(今井会長)

よろしいですか。

(藤田企画官)

わかりました。繰り返しですが、また、これから養殖の将来に向けた戦略というものを、水産庁としてもきっちりと作ろうとしてますので、今の御意見をきちんと持ち帰って、ちゃんと担当のほうに伝えて、きちんと検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(今井会長)

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございます、この議題の7は、これにて終了させていただきます。

それでは、最後の議題、その他に入ります。その他本委員会で取り上げる事項について何かございましたらお願いいたします。

ございませんですね。他にありませんようでしたら、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。委員の皆様、御臨席の皆様におかれましては、本日の議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

なお、議事録署名人の大川委員と濱松委員におかれましては、後日、事務局より本

日の議事録が送付されますので、御対応のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第３７回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(１ ６ : ３ ７ 閉会)